

Title	明治二十年・罪石事件の一考察
Sub Title	A study of the zaiseki (penal servitude to impose futile stones carrying) in 1887
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.5 (1965. 5) ,p.5- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0005">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0005</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治二十年・罪石事件の一考察

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 罪石の制度
- 三 罪石制度に対する社会的反響
- 四 罪石事件の背景と、その意義
- 五 むすび

## 一 はしがき

明治二十年、大阪府、兵庫県などの監獄において、受刑者に「罪石」と称する石を背負わせ、監獄構内を歩行させるといふ一種の「空役」の制度を実施したところ、世論の猛反撃をうけ、わずか数カ月で中止せざるを得なかつた事件があつた。ここに、これを「罪石事件」と呼ぼう。現在、堺の大阪刑務所には、本館の正面玄関二階の廊下に、当時使用された十二貫目の罪石二個が、行刑参考品として立派な木台の上に安置されている（口絵参照）。また、長崎刑務所にも、罪石らしき石四個を保存している（口絵参照）。

ところで、この罪石事件に関しては、これまでの日本近世行刑史の研究において、余りふかい注意を惹かず、この問題に論及した文献としては、私の知る限りにおいて、辻敬助氏の「日本近世行刑史稿」<sup>(1)</sup>と「明治監獄年譜」<sup>(2)</sup>および中央矯正保護研究所出版の「各国行刑年代誌」<sup>(3)</sup>があるにすぎない。行刑史稿には、若干の解説と共に、事件を報ずる朝野新聞の記事、大阪府会の建議書など、二、三の関係資料が、覆刻収録されている<sup>(4)</sup>。罪石事件について、資料を集録し、一応まとまつた考察をしておられる辻氏の学殖には、深甚なる敬意を表するに吝かでないが、その著作が概説書たるの性質上、かならずしも詳しい説明と検討がなされているとはいえない。また、監獄年譜と行刑年代誌は、いずれも年表類のこととて、其記述はきわめて簡略である。

わが国行刑学の始祖と称される小河滋次郎博士は、当時すでに内務属として内務省警保局に在職されていたから、事件の内容は十分に知悉されていた筈であるが、その著作においては、「罪石」という名前だけはあげておられるが、その制度の内容あるいは事件の始末については、述べられたことがなかつたようである<sup>(6)</sup>。

そのほか、大阪府監獄の罪石が、後述のごとく、大阪代言人組合で問題になり、廃止意見書が出されたので、そのことと関連して、「大阪弁護士史稿」<sup>(7)</sup>あるいは「日本弁護士史」<sup>(8)</sup>などに、事件に関する若干の記述がみられる。とくに、前者には、代言人有志から提出された廃止意見書の全文が掲載されているので、資料的には重要な文献といえるが、罪石事件そのものの説明は、両者共にきわめて簡単である。

また、その制度を実施した大阪刑務所並に神戸刑務所等においては、七十余年を経過した今日、罪石に関する直接の公文書はすべて湮滅し、前に述べた大阪刑務所保存の罪石の説明書に「本石は、明治初年の頃、刑罰執行のため、受刑者に空役を科した用具にして、一定の距離を、一定の時間に亘り、一定回数運搬せしめたるものにして、現今行刑に於て賦課する作業は、勤労教育乃至は職業訓練を目的とし、専ら有用労働を課しつゝある点に鑑みれば、まことに今昔の感に堪えざるもの

あるを覚ゆ」(句読点および)とあるのが、のこされた唯一の資料である。いつの時代に書かれた説明かは明らかでないが、寔に不正確である。これでは、罪石が明治維新早々の頃に使用された刑具のような印象をあたえる。こうした説明がこれまで通用してきたことこそ、罪石の問題が、一般的にはほとんど忘れ去られた何よりの証拠といえよう。

このように、罪石事件は、これまで十分な検討を加えられないまま放置されてきた明治行刑史の一齣である。しかし、罪石とはどんなことが実施されたのか、たとえ一部の地方にもせよ、監獄則に違反するそうした行刑措置がなぜ行われたのか、しかもそれがなぜ早急に廃止へ追い込まれたのか、そして、その廃止がその後の行刑にどんな影響をあたえたのか、罪石をめぐる考察すべき問題は決してすくなくない。本稿は、とぼしい資料を綴り合せ、罪石制度の実態をできる限り明らかにし、さらに罪石事件が明治行刑史上において占める意義を論究せんとするものである。

(1) 辻敬助「日本近世行刑史稿」(昭和十八年)下巻・五七八頁以下。

(2) 辻敬助「明治監獄年譜(六)」刑政第五〇巻九号・一七頁。

(3) 大川新作「各国行刑年代誌」(昭和二十五年)・九〇頁。

(4) 註1に同じ。

(5) 小河博士は、明治十七年に東京専門学校邦語法律科を卒業し(九大法律学校大勢一覽・明治三十一年・二〇二頁)、ドイツ留学後、十九年十月以降、内務省警保局に入つた(大日本博士録・第一巻・法学博士の部・八六頁)。

(6) 小河博士は、その行刑学関係の最初の著述である「日本監獄法講義」(明治二十三年)では、罪石にふれていないが、次いで出版された「監獄学」(明治二十七年)においては、空役の種類として「鉄丸」「罪石」の名称だけはあげておられる(同書・六一頁)。しかし、その内容の説明はない。辻氏は「此の罪石制度の発生に付ては小河博士などは、明治十四年の監獄則の不備と当時の誤まれたる寛大主義行刑に対する反動なり」と主張せられている(前掲行刑史稿・五七八頁)と述べておられるが、この小河博士の言がいかなる著述からの引用なのか、いまのところ、私は確めえないでいる。後考をまちたい。なお小河博士に次いで行刑学の權威といわれた谷野格博士の「監獄学」(明治三十年)には、罪名に関する記述は全くみあたらない。

(7) 「大阪弁護士史稿」(昭和十二年)下巻・七四一頁以下。

(8) 奥平昌洪「日本弁護士史」(大正三年)・五三六頁。

(9) 註7に同じ。辻氏の前掲行刑史稿には、この意見書は収録されていない。

(10) 辻氏は「大阪、神戸両刑務所には、量目を刻みたる罪石各数個を保存している」(前掲行刑史稿・五七八頁)と述べておられるが、現在は大阪刑務所に一個だけ保存されるのみで、神戸刑務所には残っていない。神戸刑務所は神戸市菊水町から明石市大久保町へ、昭和十二年一月から十八年一月まで、六カ年に亘つて移転した(「神戸刑務所年鑑」・昭和三十七年・二頁)。この移転の末期は、戦争の混乱期に際会したので、保存中の罪石が紛失したことも十分に考えられる。

## 二 罪石の制度

罪石の制度が行われたことが、確実に判明しているのは、大阪府と兵庫県の監獄であるが、そのほかでも、罪石もしくはそれと類似の制度を実施したと伝えられる地方が、二、三ある。それらの状況は、次の通りである。

### (一) 大阪府の監獄

大阪府の監獄において、罪石の制度が行われたのは、明治二十年四月一日からであるが、実施の翌日、いち早く大阪日報は、その状況を次のごとく報道した(以下、新聞記事の句)。

事の真偽は未だ之を知るに由なけれど、大阪府各監獄にては、今度、其筋へ伺済の上、囚徒懲戒の爲めにとて、罪石(重さ五貫目以上十五貫以下)なるものを備へ置き、毎塔二時間宛、外役囚、炊事囚、看病囚及び賞標一個以上を有する者の外、総ての囚徒(尤も体力及び平素の行状に仍て、軽重の差ある由)をして、之を其背部に負担し、檻倉の周囲を一周せしむることに定められ、昨日より実行し居らるゝとのことなり。果して実に左様の事有るものにや。

この記事は、まだ半信半疑の態度で書かれたものであるが、つづいて翌四月三日の同日報の記事は、それが事実であることを確認し、次のごとく述べている。

罪石なるものは… 確實の事柄にて、一昨日は午前十時より正午まで、数多の已決囚に各看守が付添ひ、二時間に八十匝宛周歩せしめしには、囚徒は何れも苦痛の体なりしと。

かくして、大阪府監獄の罪石の状況は、実施とはほとんど同時に、世間に知れわたつたのである。東京その他各地の新聞にも、逐次それに関する記事がみられる。<sup>(1)</sup>

当時、各府県では、府県庁第二部に監獄課が置かれ、その管下に各監獄が設けられていた<sup>(2)</sup>（明治十九年七月十二日勅令第五四号訓令第五八七号）。大阪府では、若松町監獄、堀川監獄、中の島監獄、堺監獄の四つがあつた。罪石の制度は、大阪府監獄の典獄桜井義起が、三月二日付を以て、次のごとき「空役内規」を制定、内達し<sup>(4)</sup>、前述の通り四月一日から実施したものである。<sup>(3)</sup>

#### 空 役 内 規

第一 監獄の目的は在監囚を懲戒するに在り、因て之に課するに労働僅少なる時は空役を課す。

第二 空役を課するは各自の体力を量り、各等に區別して石を負はしむ。其量は、一等空役、石量十五貫目。二等空役、石量十四貫目。

三等空役、甲十二貫目、乙十一貫目。四等空役、甲十貫目、乙九貫目。五等空役、甲八貫目、乙七貫目。六等空役、甲六貫目、乙五貫目。

七等空役、甲四貫目、乙三貫目。

第三 米麦搗、炊夫、看病夫、風呂焚、煉化石働、土持、川渡、誘工者、伝告者、賞表携帯者、<sup>(6)</sup> 犯罪外の初犯者等は空役を課せず。

第四 前項の業を操る者の外は、<sup>(7)</sup> 服役時間中に於て、最後に二時間空役せしむるものとす。但初犯のものは、入監日より一百日経過の後、改悛の状あるときは空役を用ひざることあるべし。

第五 再犯者は入監の時より、三十日間空役のみを課し、然る後、前条により終刑間之を課す。

第六 服役なき日は、服役時間表に照し、空役を操らしめ、二時毎に二十分間休憩を与ふべし。但し二等患者<sup>(8)</sup>以上の病者にあらずして終日業を操らざるものも本例に依るべし。改悛の情著しくして空役を課せざる者は、本条の空役は課せざるものとす。

第七 第三項に列記せし外の業を操るもの、服役時間内、業を止めたるときは、第四、第五等の例により通算して空役を課すべし。

第八 空役を操らしむるものは、已決囚、別房留置、懲治者に限るべし。但懲治者は特別の場合に非れば之を課せず。

第九 空役を通算するは、当日、囚の欠役に限るべし。前日の不足を補はしむべからず。

第十 空役を操らしむると雖ども、扶持の増給するの限りにあらず。

この内規は錯雑していてわかりにくい、その要旨は次の通りである。まず、空役を科する者は、已決囚、別房留置者および懲治者中の特別な者である。別房留置者は、「監視」<sup>(9)</sup>の附加刑が附いている者で、主刑滿了後、引取人のないために、懲治場の別房に収容された者をいう。また、「監視」の附加刑はなくとも、主刑滿了後、身寄りなくまたは帰郷旅費のない者にも同様の措置が採られ、これも別房留置者といつた<sup>(11)</sup>。懲治人<sup>(12)</sup>（懲治者）<sup>(11)</sup>というのは、満八歳以上満十六歳に満ざる犯罪者、または瘖啞者の犯罪者で懲治場に収容された者および満八歳以上満二十歳以下の不良児で、尊属親の情願によつて懲治場に収容された者を指す<sup>(監獄則第一八条、第一九条、  
刑法第七九条、第八〇条)</sup>。懲治人の「特別の場合」という意味は明らかでないが、満十六歳以上の場合かも知れない。

さらに、罪石を行うには、種々の除外例があつた。すなわち、米麦搗、炊事、看病、風呂焚、煉化石作り、土持（土工の意味か）、川浚などの労役に服する者、誘工者、伝告者、賞表携帯者、犯罪すなわち財産犯以外の初犯者などには罪石を科さず、財産犯の初犯者も入監後百日を経て改悛の情があれば、以後の罪石を免じた。誘工者は工場において一般受刑者に勧誘する者、伝告者は官吏の命を受刑者に伝達する者で<sup>(監獄則第二九条)</sup>、共に役附受刑者である。

罪石は、通常、服役時間の最後の二時間にこれを科したが、服役のない場合は、服役時間の全部をこれに当て、また、服役が早く終つた時も、残り時間にこれを科した。とくに再犯者は、入監後、三十日間是一般労役には服せしめず、専ら罪石のみを科したのである。

当時の服役時間は、月別に異同があるが、「囚徒服役時間表」<sup>(監獄則  
附表)</sup>の四月から九月までの分を摘記すれば、次の通りで

ある。

前註 日出と日没に対応して時間割が編成されているのは、当時の監獄には電気の設備がないので、灯火の節約のためであつたと思われる。因みに大阪府の監獄で、電灯が設けられたのは、明治二十五年四月からであつた（「大阪府会史」第五章・一六一頁）。

月名	起	床	就	役	小	憩	午	飯	罷	役	晩	飯	還	房	服役時間合計
四月	午前 五時三十二分		午前 六時三十二分		午前 九時 四十分時間	第九時 より	正午 十二時より一 時間		午後 四時三十分		一時五十八分		六時二十八分		八時三十八分
五月	五時一分		六時一分		第九時より三 十分時間		十二時より一 時間		五時		同	右	六時五十八分		八時五十九分
六月	四時四十九分		五時四十九分		同	右	十二時より二 時間		五時二十分		一時五十四分		七時十四分		九時五十分
七月	四時五十分		五時五十分		同	右	同		五時十分		一時五十九分		七時九分		八時四十九分
八月	五時十六分		六時十六分		同	右	同		四時五十分		一時五十四分		六時四十四分		八時四十分
九月	五時四十八分		六時四十八分		第九時五十分 より二十分 時間		十二時より一 時間		四時二十分		一時五十一分		六時十一分		八時十二分

約ね日出の時  
刻を以て起床の時刻となす然るに年々季節に早晚あり日々分秒に差刻あり加  
るに東国西国の別あり此に由て何れの地方に於ても分秒の差異なきを保つ能  
はず故に月毎に大約之を平均して姑く其起床時間を登載する各地の司獄官此  
表の区別を準となし宜しく裁酌して役囚を遇すべし

右の時間にし  
て工器を併理  
し及び餐浴等  
を為さしむ  
約ね日没の時  
刻を以て入監  
の時刻となす



地方の監獄に収容されている已決囚の中には、定役に服する重軽の懲役囚(刑法第(三二)条)、重禁錮囚(刑法第(二四)条)、女の徒刑囚(刑法第(一八)条)のみならず、定役に服しない軽禁錮囚(刑法第(二四)条)もあるが、定役に服しない者すなわち「終日業を操らざるもの」も、定役に服する已決囚の服役なき場合に準じて罪石が科せられた。

なお、誘工者、伝告者、賞表携帯者は、服役成績良好なるがため、また煉化石作り、土持、川浚、米麦搗の役に服する者は、それ自身が重労働であつたがため、それぞれ罪石が免除されたものと思われる。炊夫、看病夫が、罪石を免ぜられた理由はわからないが、それらは服役成績の比較的よい者から選ばれていたのかも知れない。因みに、当時の大阪監獄における労役種別は、藁工、洗濯工、マツチ箱張工がもつとも多く、それだけで全体の四割五分程度を占め、つづいて土工、雑工、葺工、大工、足袋縫工、炊事働、蒲団入編工、糸繰工、米麦搗、掃除働、手伝働、看病働、紙工、裁縫工、綿工、糸績工、耕夫、運搬夫などであるが、大体において軽労働の労役が多かつた。

空役内規の内容は、以上の通りであるが、罪石は、この内規に規定する以外の場合にも行われたらしい形跡がある。何となれば、次節で述べるごとく、自由党大阪事件の関係者として未決監に収容されていた落合寅市が、罪石を科せられているからである(本稿三九頁参照)。未決囚も已決囚に準じて、全般的になんらかの罪石を科したのか、それとも、獄則違反のごとき特別の理由で、落合だけにそれを科したのか、その点は明らかでないが、いずれにせよ、内規が、場合によつては、未決囚にまで類推適用されたことだけはたしかであろう。

さらにまた、獄則違反に対して罪石が行われたらしいことは、他の方面からも推測できる。すなわち、罪石実施の責任者である桜井典獄の談話によると、その制度を実施してからは、堀川監獄改築工事の外役囚の間で、怠業は減少し、逃亡者は皆無になつたといつている(本稿五一頁参照)。罪石制度が受刑者教育上、かくも急速な効果をあげたとはい到底考えられないから、その談話の事実は、怠業あるいは逃亡未遂というがごとき獄則違反に対して、厳格な罪石が科せられたことの結果を

示すものと思わざるをえない。明治二十年八月二十九日付を以て、大阪組合代言人有志から司法、外務、内務各大臣へ提出された「罪石廃止之意見書」(本稿三四頁参照)の一節には「監獄則ヲ犯セシ者ハ規則ニ由リ減食スル上ニ<sup>(15)</sup>、其減食日数三倍ノ時間、終日罪石ヲ負担セシム<sup>(16)</sup>」(句読点・手塚)とあるが、これこそ、私の推測をうらづける証拠であろう。そうした獄則違反に対する罪石は、前掲空役内規には規定のない事柄である。また、前掲意見書には「無期ノ罪石アリ、再犯三犯等ノ者ニ其情状ニ由リテ之ヲ科ス<sup>(17)</sup>」とも述べている。この「無期ノ罪石」というのが、一般定役を科さず、専ら罪石のみを行つたという意味ならば、これまた前掲内規にはみあたらない制度である。

こうした点から考えると、前掲空役内規は一応の内規であり、その施行にあつては、大きな弾力性をもち、規定外の場合にも幅広く類推適用されたものとみるべきであろう。

かくして実施された罪石制度は、監獄内の受刑者に、非常に大きな衝撃をあたえた模様であり、同年四月十二日・大阪日報は次のように述べている。

大阪府各監獄に於て、実施し居らるゝ罪石の事に就ては、既に屢々記載せしが……再犯以上の者は、三十日間、日出より日没まで負はしむることにされしを以て、女囚の如きは、苦痛を号ぶの聲、獄外に達し、其他重懲役以上の悪漢等の此く、日々苦罰に処せられては、身体も続き難きなれば、寧ろ破獄の上、逃走を謀るものあるを早くも探知したれば、昨今は最も嚴重に看守し居らるゝよしなり。

また、罪石を背負わされた受刑者の状況は、次の同年四月二十九日・山陽新報に、もつとも詳しい。

大阪府監獄にて此程より実行し居る罪石は、近頃、方法を変して、是まで監房の周囲を廻らせ居たる処、右にては看守の注意行届き難き場合ありて、間々囚徒中にて看守の目を忍び、犯則をなす者あるに付、今度、重罪囚監房前と軽罪犯監房前とに、丸輪形に縄を張り、其繩に沿ふて周囲せしむることとなし、又別に罪石場と云ふを設け、罪石を負ひ終りたるときは、各々同所へ持行くこととなし、又囚徒中、負石の苦を緩めん為め、立木に身体を倚する等の犯則を為す者は、右罪石場の中央にて、天井より吊下げし繩に縋り、十貫目以上

の石を背負はせ、或は匍匐せしめて背上へ積むなど、最も適法の懲戒を加へ、傍らに看守が立ちて、汝等、此石を重しと思はゞ満期出獄の後、必ず改心すべしと説諭を加ふるよし。又再犯以上に、日々罪石を負ふ婦人七名ありて、其苦痛の爲め、醜体をなす様、何とも名状せられざる程なりと聞けり。

これらは、いずれも若松町監獄かまたは堀川監獄の状況を傳えたものであろう。

こうした罪石制度に対して、世論がいかにほげしく攻撃したかは、次節で詳述するが、ともかくそうした非難に抗しきれず、同年九月十七日、大阪監獄は、その制度の廃止にふみきらざるをえなかつた。同年九月二十三日・金城新報は「大阪府監獄にては、去る十七日より、空役即ち罪石を負はずことを廃止し、更に囚徒を七等に分ちて各別檻に入らしむることなし云々<sup>(18)</sup>」と報じている。かくして、大阪府監獄の罪石制度は、実施後わずか八カ月余で消滅したのである。

## (二) 兵庫県の監獄

兵庫県の監獄では、大阪府の監獄に先立ち、罪石の制度が行われていたが、そのことが世間に洩れたのは、大阪府の罪石が大きな社会問題として一般の視聽をあつめてからであつた。すなわち、明治二十年五月五日、大阪府議会において罪石廃止建議案が採択されたこと（本稿二六頁参照）を報道した同年五月十一日・神戸又新日報は、次のごとく述べている。

罪石の事は、大阪府監獄のみに限るにあらず、現に我兵庫縣神戸監獄に於ても、業已に本年一月より此法を行ひ居れり。今ま其方法を聞くに、囚徒が未決監より既決監に移りしより、凡一週間は其儘在監せしめ、夫より空役と唱へて罪石なるものを負はしめ、早朝より午後、各囚定役の果るまで、各監の周囲を歩行せしむるものなるが、其罪石の重量は、五貫目より十五貫まで（各々罪石に其貫目を刻しあり）とし、其囚徒の身体の強弱によりて、重量に差異あり、又其罪石を負はしむる日数は、初犯の者は凡そ十五日間、再犯は三十日、三犯以上は之れに準して日数を増すものにて、右空役終らざれば、定役に服せしめざる由、尤も其罪石は檻に入れて負はしむるものなり

と云ふ。

この記事によつて、神戸監獄の罪石制度がはじめて世間に公表されたわけである。しかし、その制度の内容については、同日報は、翌十二日の次の記事によつて一部を訂正した。

本県神戸監獄に於て、囚徒に罪石を負はしむる事は、既に前号に記せしが、右の中、罪石を負はしむる期限及其重量は、聊か相違あれば、再び茲に記さんに、右重量は五貫目より二十五貫目にて、其期限は、初犯者十五日以上二ヶ月以内、再犯者二ヶ月以上三ヶ月以内、三犯者三ヶ月以上なり。併し初犯といひ再犯といふも、各々其罪に軽重あるを以て、其期限に差異あるなりといふ。

さらに、同日報は、翌十三日、記者を神戸監獄に派遣し、實際の状況を取材せしめ、五月十四日の紙上にその内容を一層詳しく次のように報道した。

囚徒の罪名定まり、未決檻より既決檻に入りしより、規定の日数間は緘黙と称し、日出より日没に至るまで、檻房内に正座緘黙せしむるものにして、其日数は即初犯の者三日以上七日以下、再犯五日以上十日以下、三犯七日以上十五日以下、四犯以上は十日以上廿日なり。右の範囲内に於て罪質の軽重如何を謀りて若干日の緘黙を命じ、これを了りて後、空役をなさしむることとなるなり。元來、此空役なるものの趣意は、囚徒をして檻房に徒居せしむる時は、身体を運動せしめざるが故に、衛生上に害あること勿論にして、成るべく監獄内に病者の出来るを防がんには、此法をなさしむるを宜しとするといふにありて、各囚徒の役業に服するに至るまで専ら之れをなさしむるなり。其時間は役業時間同様にして、小兒を携る女囚は空役を免し、正座緘黙に換ゆといふ。右空役は石を背負はしむれども、強ち石のみに限るにあらず、丸太の如きものも之を負はしめ、或は米を揚かしめ、監獄内の小土工などをなさしむることあれども、目今にては先づ石のみを負はしめ居れり。其石を負はしむるの法は予て記せし如く、框に入れ紐を腋下より前に通して背負ひ、同囚若干名と共に列をなして徐々に歩行するなり。而して其石の貫目は二十五貫以下にして、軽きは数百目なるものもあり。何れも罪質の軽重情状により及び体質の強弱、年齢の老幼に従ひ、一々医師の診定に拠り、且其期限は、初犯の者は五日以上十五日以下、再犯は十日以上廿日以下、三犯は十五日以上廿五日以下、四犯以上は廿日以上三十日以下として、其範囲内に於て之を量定するもの由にて、昨日も本社員が親しく

二、三十名の囚徒が檻房の周囲に、負石の空役をなし居るを見しに、何れも皆三、四貫乃至は六、七貫位なりしと覺たり。又此空役は、役業に従事する前にのみ限て之を行ふにあらざして、既に役業に従事しつゝあるものにして、役業の欠乏して数日間も檻房に徒居すべき時の如きは、之をなましむるとあり。県下にては、或る監獄の如きは、役業の甚少くして徒居する日の常に多き等の如き時は、尤此法を行ひて食物不消化より来る疾病を防ぎ得るといふ。要するに本県の監獄にて、此空役をなすは、衛生上に裨益有て囚徒の病者を滅殺し得る等の精神より出たる者にて、重大なる物具を負しめ、囚徒を苦めて懲戒を加へんといふ義にあらざ。去れば又、別段此石を罪石などと名称を与ふることもなくして、空役に用ふる一種の機械なりとなすに過ぎず、現に之を行ひ始めしより、獄内の病者は減少せしの実ありといへり。又其罪石を負ふて終日歩行するのみにて、仕事をするといふにはあらぬことこそ、空役の名の依で出たる所以なりと云へり。

この記事は、記者が監獄関係者の説明をもとにして書いたものと思われるが、時あたかも、大阪において、罪石問題が世間に大きく報道され、ごうごうたる非難をあびていた際であるから、監獄関係者がその点を十分に配慮しつつ説明したであろうことを注意しなければならない。すなわち、この記事によると、神戸監獄の罪石は、衛生上の見地から受刑者の体育のためにのみ行われたというが、もしそうであるならば、初犯、再犯、三犯、四犯と区別して罪石を行う期間が増加されていることは、何としても説明がつかない。そうした区別があることこそ、罪石が懲戒を目的とすることを如実に物語っている。

入監後		緘黙期間	罪石実施期間	定役	期間
入監者					
初犯者	三日―七日	五日―十五日	定役		定役なきときは、随時、罪石を行う。
再犯者	五日―十日	十日―二十日	同右		
三犯者	七日―十五日	十五日―二十五日	同右		
四犯以上の者	十日―二十日	二十日―三十日	同右		
罪石の重量は、数百目から二十五貫まで					

それはともかく、この神戸又新日報の記事は、神戸刑務所の関係資料がすべて湮滅したいまとなつては、兵庫県監獄の罪石制度を知る唯一の資料である。これにより、その制度を表示すると、上の通りである。罪石を実施したからには、大阪府監獄に

みられるような内規が制定されていたと思われるが、そうした資料を見出しえないので、右の表にあらわれた以外の取扱、例えば定役に服さない軽禁錮囚および別房留置者、懲治人に対する措置、あるいは罪石を免除する場合の規定など、くわしいことが全くわからないのは、寔に残念である。

なお、当時の兵庫県には、神戸、姫路、明石、龍野、豊岡、洲本、篠山の各地に監獄が置かれていた。<sup>(19)</sup> 前掲又新日報の記事に「県下にも或る監獄の如きは云々」と述べていることから推察して、罪石の制度は、ただ神戸監獄のみならず、県下すべての監獄で実施されたものと思われる。

大阪組合代言人有志の前掲意見書によると、「大阪府監獄ニ於テハ明治二十年四月一日ヨリ罪石ト称シ、目方六貫ヨリ十七貫ニ至ルノ石ヲ、既決囚人ニ負担セシメ、之ヲ空役ト名ツク。須臾ニシテ兵庫、岡山ノ二県モ亦之ニ倣フ」とある。罪石の重量が間違っていることはいうまでもないが、兵庫県監獄が大阪府監獄の制度を継受して罪石をはじめたとする説にも、私は信を措きえない（岡山県監獄については後述する。本稿一八頁参照）。前掲の神戸又新日報の記事の方が、真実を伝えたものと考ええる。明治、大正の頃、各地の監獄の典獄として、わが国行刑界に大きく貢献された坪井直彦氏の回顧談に「罪石が兵庫県監獄にて施行さるゝや、直ちに大阪府監獄に流行し云々」といわれているのは、その記事をうらづける有力な傍証といえよう。

このように、実施の順序からいえば、兵庫県が先きで、大阪府は後ちであるが、両監獄の制度そのものには、かなりの相違がある。大阪府監獄は、罪石という空役の手段だけを兵庫県に学び、その制度化については、独自の構想をうちだしたものと考えられる。

因みに、兵庫県監獄の罪石制度の廃止時期については、これまた遺憾ながら徴すべき資料がない。しかし、前に述べた大阪府監獄における廃止の例に倣い、ほぼ同じ頃に廃止されたものと、一応推定しておく。

### (三) 岡山県の監獄

兵庫県、大阪府の監獄におけると同様に、岡山県の監獄においても、ほぼ同じ頃、罪石制度が行われていたとする説がある。大阪組合代言人有志の前掲意見書の先きに引用した一節がそれである(本稿三七頁参照)。明治二十年九月二日・金城新報の「大阪特報——当府及び兵庫、岡山、両監獄に於て、囚徒に罪石を負はしむるは……新聞紙又は演説杯にて其不可を論ずるもの多かりし云々」(傍点)あるいは同年九月四日・朝野新聞の「罪石なる者は、大阪、兵庫、岡山の一府二県にのみ行はれ云々」(傍点)という記事は、いずれも前掲意見書にもとづいて書かれたものである。

しかし、私は、岡山県の監獄で罪石が行われたとする説には疑問をもつ。おそらくなにかの間違いであろう。なぜならば、当時、岡山で発行されていた山陽新報は、大阪における罪石事件の顛末を、かなり詳しくしばしば報道しているにもかかわらず(明治二十年四月二十九日、五月七日、十一月、九月七日、十一月、十四日、二十一日各号)、岡山県監獄において罪石が行われているという記事は、全く掲載していないからである。もしもそうした事実があれば、前に述べた神戸又新日報の例もあるように、山陽新報はその状況を取材して報道したであろうと考えるのが、妥当ではなからうか。坪井典獄の前掲回顧談が「罪石が兵庫県監獄にて施行さるゝや、直ちに大阪府監獄に流行し、更にまた近府県に伝染せんとする風向であつた云々」とだけ述べ、岡山県監獄の罪石を明言していないことも、それを否定する一つの傍証といえよう。

因みに、現在の岡山刑務所には、罪石が行われたことを立証する関係文書は残存せず、また、そうした制度が行われたという伝承も全く残っていない。

### (四) 高知県の監獄

大阪府、兵庫県の監獄で罪石制度が行われた頃、高知県の監獄でも、それと類似の制度が行われていたらしい形跡がある。明治二十年五月五日・土陽新聞は「罪石の苦痛」と題して次のように報じている。<sup>(24)</sup>

本県の監獄には……兼て石を負すの懲罰ありて、已に此の程も逃亡を企てたる一名の囚徒が、重さ三十貫目の石を、終日負されたるあり。右大阪監獄の罪石と同様頗る苦痛を感ずるの情状なりしとかや。

さらにまた、同年七月十七日・同新聞には次のような記事もみられる。

大阪並兵庫の府県には、檻獄の囚人に罪石を負はしむると云ふことが、府県会の議問となりしやに聴きしが、事実の有無は知らず、本県の檻獄にても、この罪石のことありて、当組合代理人は聯署にて検事へ何か意見書を呈出せんと協議中なりと。

これら二つの新聞記事は、高知県監獄の罪石を仄示する唯一の資料である。現在の高知刑務所には、関係文書並に現物の保存もなく、そのほかにも、徴すべき文献はみあたらない。

前掲新聞記事によると、高知県監獄の罪石は、獄則違反者に対する懲罰だけに使用したものらしく、大阪府、兵庫県のそれとは、本来の目的が多少ちがうようにも思われる。しかし、当時の高知県監獄も、他県の場合と同様に、定役作業が不足していたらしく、明治二十年三月二十日・高知日報が「現行監獄已決囚徒の工業に使用する素品の糞が欠乏せしとかにて、禁錮三ヶ月以下の囚徒は、当分就役を止められて居るので、此の日長に欠伸ばかりとの風説あれど、果して然りや否や」と述べていることから推測すると、その後、ここでも、定役の一部に代わるべき罪石の制度が行われはじめており、それを懲罰に利用したことだけがたまたま新聞に洩れたと、考えられないわけでもない。しかし、何分にも資料不足のこととて、軽率な断定はさしひかえたい。

たとえ、高知県監獄の罪石が、獄則違反者に対する懲罰方法にすぎなかつたとしても、それが、当時の監獄則に違反する行刑手段であつたことだけはたしかである。



(五) 長崎県の監獄

辻敬助氏は、罪石の制度は、「一説には長崎県を以て嚆矢とするものもあるも、之に関する何等の記録なく、又罪石も伝らな<sup>(25)</sup>い」と述べておられる。ここにいう「一説」とは、何が典拠なのか、明示されていないのでわからない。ところで、現在の長崎刑務所には、成程、記録は残っていないが、前にも一言したごとく罪石らしき石は保存されている。七十斤、八十斤、百十斤、百三十斤の表示あるもの各一個、合計四個である(口絵参照)。

関係資料がみあたらないので、これらの石が、いつの時代、いかなる方法で使用されたものか、全く見当がつかない。前に述べたような大阪府、兵庫県の例にみられるいわゆる「罪石」なのか、または獄則違反者に対する懲罰の道具が、それとも、もつと時代が古く、拷問に使われたものか、石は黙して語らない。

折角、現物が保存されているにもかかわらず、関係資料をさがしえないことは、かえすがえすも残念である。長崎地方には、これに関する文献、伝承が何か残っているかも知れない。大方の御教示を乞う所以である。

(六) 警視庁の監獄

明治時代の免囚保護事業に大きな足跡をのこされた原胤昭氏の「懐古四十年」<sup>(26)</sup>に次のような一節がある。

明治十八年頃、「懲戒主義論」と題した小冊子を振り翳して、不法なる行刑方法「空車廻し」「罪石かづき」など云ふ惨酷な方法で懲役囚を罰せしめた小野田元熙氏などが警視庁に在任されて居た。

小野田元熙は、明治十一年十二月、大警視川路利良一行に随行して、欧米各国の警察、監獄を視察、主として監獄方面を担当し、帰朝後、その報告書である「泰西監獄問答録」(明治二十二年に市販)の著者として知られる人である。十八年当時、

二等警視として警視庁に在職していた。<sup>(27)</sup>

原氏の文意は、かならずしも明瞭ではないが、警視庁の監獄で、「空車廻し」「罪石かづき」という空役が行われていたようにも理解できる。もしそうならば、東京の監獄では兵庫県、大阪府に先立ち、罪石が行われていたことになる。しかし、これ以外に資料がみあたらないので疑問としておく。

因みに東京府では、十八年当時、警視庁が監獄を所轄し、監獄本署の下に鍛冶橋、市ヶ谷、石川島の三監獄分署があつた。<sup>(28)</sup> なお「懲戒主義論」と題した小冊子は「監獄主義論」のことと思われるが、同書については、後に述べる(本稿四五頁参照)。

(1) 例えば明治二十年四月十二日・朝野新聞、同年四月十五日・時事新報、同年四月十六日・毎日新聞、同年四月二十二日・金城新報、同年四月二十九日・山陽新報等。

(2) 明治十九年八月十三日、府県監獄の本署、分署の名称が廃止され、すべて単に〇〇監獄と称することになつた(内務省訓令第五八七号)。これによつて、大阪府では若松町監獄、堀川監獄、堺監獄、中の島監獄の四監獄となつたが、この中、中の島監獄は、罪石事件の最中の二十年七月、堀川監獄へ合併された(井上正雄「大阪府全誌」巻之五・大正十一年・二九二頁)。名称からみると、すべて対等であるが、しかし元の監獄本署であつた若松町監獄が実際上は本署であり、大阪府で定員一名の典獄は、同監獄に在勤して、他の監獄も指揮したものと思われる。

(3) 桜井典獄の経歴を、私は残念ながら確めえない。現在、わかっているのは、大阪府東成住吉郡々長(明治十八年十一月「改正官員録」下巻・一頁表)から大阪府典獄に就任、罪石事件後、いくばくもなく転出、明治二十一年春には、大阪府大島郡々長(同二十一年四月「改正官員録」下巻・一二頁裏)に在職していることだけである。大方の御教示をまつ。

(4) 明治二十年四月二十八日・大阪日報に「典獄桜井義起氏が客月二日付を以て各科及び各監獄へ内達されし空役内規」(傍点・手塚)として掲載されている。他方、同年四月二十二日・金城新報には「大阪監獄監獄署に於て……去月二十三日、判任官以上の獄吏集会を開き種々協議の末、……罪石を負はしむる事に決せしと云ふ」(傍点・手塚)とある。この「獄吏集会」は、空役内規の具体的施行方法を協議したのかも知れない。因みに、当時の地方監獄には、高等官の職員はなく、判任官は、典獄(一等―二等)、副典獄(三等―五等)、監獄書記(六等―十等)、看守長(五等―七等)、看守副長(八等―十等)であつた(明治十九年七月十二日・勅令第五四号地方官々制・第一八条―第二三条)。そして、桜井典獄は、判任官一等であつた(明治二十年四月「職員録」下・二二〇頁)。

(5) 口絵に掲げた大阪刑務所保存の罪石に「一二」の文字が刻まれているのは、それが、この三等空役甲種用の石であつたことを示している。

なお、辻氏は、大阪府監獄の罪石の重さを「二貫目乃至十貫目」といわれるが（前掲行刑史稿・五七八頁）、その典拠はわからない。何かの誤聞であろう。

(6) 典獄が「獄則ヲ護守シ且改悛ノ行為著キ者」と確認した已決囚には、その都度、賞表が与えられた。賞表は、浅葱色の小布を獄衣の左袖につけ、それは仮出獄あるいは通信、接見などについて特別扱いをうける場合の準拠とされた（明治十四年監獄則第二四条、第九六条―第九九条）。

(7) 前掲大阪日報（明治二十年四月二十八日）の原文には「前項の業を操る者は」とあるが、それを「操る者の外は」（傍点・手塚）と訂正した。そうでなければ、意味が通じない。明治二十年五月五日・朝日新聞投書欄に載っている発蒙野士「六々居士の為に忠告す」は、罪石賛成論であるが（本稿三〇頁参照）、その中に引用している罪石内規の条にも「操る者」は「操る者の外は乎」と訂正しているので、本稿も、その用語例にしたがったのである。

(8) 監獄則第七五条には「在監人疾病ニ罹レハ病状ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ医療セシム」とのみあり、病人をとくに等級別にはしていないが、大阪監獄では、おそらく内規を以て、病気の重軽にしたがい、病人に等級をつけ、そして一等、二等患者は、定役を免除されていたものである。

(9) 「監視」は、明治十五年刑法の附加刑の一種である（刑法第一〇条）。死刑、無期刑（徒刑、流刑）は「期滿免除」後、五カ年、有期の徒刑と流刑および懲役、禁獄は、満期後、本刑の三分の一に当る期間、それぞれ監視に附され（刑法第三七条第三九条）、禁錮、罰金の場合、判決の際、宣告を以て、監視期間を定めることができた（刑法第三八条）。監視は、警察官吏によつて行われ、毎月二回の警察署への出頭、転居の許可制、酒宴その他群衆の出席する場所へ行かぬことなど、日常生活上、種々の制約をうけた（刑法附則第二一条以下）。

(10) 当時の監獄には、留置場（未決者を一時留置）、監倉（未決者を拘禁）、拘留場（拘留囚を拘禁）、懲治場（懲治人を収容）、懲役場（女の徒刑囚、懲役囚、禁錮囚を拘禁）、集治監（男の徒刑囚、流刑囚、禁獄囚を拘禁）の六種があるが、その中、集治監は内務大臣が直轄したので、府県知事（東京は警視總監）が管理したのは、その他の監獄であつた（監獄則第一条―第三条、刑法第一八条）。そして、留置場は裁判所または警察署に附置され、拘留場は留置場を以て代用することができたので、通常、地方監獄の構内には監倉、懲治場、懲役場の三種が配置されていたのである。なお、刑法第二四条には「禁錮ハ禁錮場ニ留置シ云々」とあるが、監獄則では禁錮場と称する監獄は存在せず、懲役場に禁錮囚も拘禁した（監獄則第一条五号）。

(11) 別房留置者には「工業」または「使役」の「生業」が強制され（監獄則第三〇条、刑法附則第三二条）、その獄則違反は已決囚と同様に取扱われた（明治十六年十二月二十日・太政官達第六二二号）。

(12) 空役内規の「懲治者」は、監獄則にいう「懲治人」と思われる。懲治人には、毎日「三、四時間」の学課が科され（監獄則第九四条）、且つ定役の服役時間に準じて、毎日七時間以内の「農業」「工藝」の「力作」が科せられた（監獄則第四七条）。

- (13) 男の徒刑囚は、集治監に收容されていたから、地方の監獄にはいない。
- (14) 「大阪府若松町監獄署作業々種別就業延人員及製作収入高」(明治十九年)に拠る(辻・前掲行刑史稿・一二二四頁—一二二五頁)。
- (15) 監獄則第一〇三条によると、獄則違反に対する懲罰の一種に減食があり、それは「常食ノ半分若クハ其三分ノ二ヲ減シ塩湯二品ノ外菜ヲ与ヘス」とする制度であつて、とくに期間の定めはない。
- (16) (17) 前掲大阪弁護士史稿・下巻・七四二頁。
- (18) 大阪府監獄の罪石廃止を報道する新聞は他にも多いが(例えば明治二十年九月二十日・読売新聞、同年九月二十一日・山陽新報、土陽新聞等)、「九月十七日」と日附を明示しているのは、私の知る限りにおいて、本文に引用した金城新報のみである。
- (19) 「兵庫県会史」(明治三十七年)第九章・四二頁。この文献は、神戸の郷土史家落合重信氏の御教示による。兵庫県典獄下見重慎(明治二十年四月「職員録」乙・一四四頁)は、神戸監獄に在勤して、他の監獄をも指揮したものと思われる。なお、註?・参照。
- (20) 前掲大阪弁護士史稿・下巻・七四二頁。なお、前掲日本弁護士史も、この説を踏襲している(五三六頁)。
- (21) 前掲行刑年代誌に「大阪監獄の罪石、重量六貫乃至十七貫の石云々」(九〇頁)とあるのは、本文に引用した意見書の誤りをそのままうけついだものとみられる。
- (22) (23) 坪井直彦「刑務協会五十年を迎へ其前半世の回顧」・刑政第五〇巻五号・八九頁。
- (24) 明治二十年五月十日・大阪日報に「高知県監獄にては、罪石という名称は付せざるも、兼て石を負はずの懲罰ありて、已に此のほども或一名の囚徒が重さ三十貫目の石を終日負はされた」とあるは、この土陽新聞の記事によつたのであらう。
- (25) 辻・前掲行刑史稿・五七八頁。
- (26) 原胤昭「懐古四十年」・「釈放者保護問題調査報告」(中央社会事業協会刊・大正十四年)・論説七頁。
- (27) 明治十八年十一月「職員録」・二六九枚裏。
- (28) 明治十七年八月十一日・警視庁達第五五号、「庁府県警察沿革史」其の一・四三〇頁。

### 三 罪石制度に対する社会的反響

明治二十年四月、大阪府監獄において、罪石制度が実施されるや、いち早く大阪日報の記事によつて、その状況が世間に伝えられたことは、前節で述べた通りである。その反響はたちまち現われた。すなわち、同年五月二日から開かれた大阪臨

時府会において、「明治二十年度区郡部聯帶支出追加按」の審議をめぐり、罪石問題が採りあげられたからである。<sup>(1)</sup>

この追加按は、大阪府監獄において「已決囚徒ヲ勸誘シテ作業ヲ為サシムルタメ諸物品ノ製造及請負工事ニ係ル素品ノ代価工錢等ヲ支弁」する費用金八千円を支出する案件であるが、五月四日の第二次会において、溝端佐太郎議員から「古今未曾有ノ罪石トカ云ヘル課役ヲ設ケタリトノコト続々新聞紙上ニ見ヘタリ、果シテ此ノコトアランニハ、殊ニ工業資本金ヲ要セザルガ如シ」<sup>(2)</sup>（句読点・手塚以下同じ）との理由で、まず罪石制度の内容を明らかにすべきであるとの緊急提案が行われ、それが三五対二〇の多数で可決された。<sup>(3)</sup>それがため、同日午後<sup>(4)</sup>の会議には、桜井典獄が出席、各議員の質問に答えたのである。桜井典獄の答弁にあらわれた罪石制度は、前節で述べた「空役内規」とほぼ一致しており、とくにめあたらしい点はないが、これにより作業を全廃して罪石に代えたわけではないことが明らかになったので、前掲追加按は、全員一致で可決された。<sup>(5)</sup>しかし、この可決と同時に、溝端議員から、罪石廃止の建議書を府知事に提出する件が、緊急提案された。そして、その討論は、明朝行われることが決つた。<sup>(6)</sup>

翌五日開かれた府議會は、午前十時五十分から正午までの間、専ら前述の建議書提出の賛否をめぐる討論が行われたのである。その主なるものは、次の通りである。<sup>(7)</sup>

**溝端議員** 今ヤ条約改正内地雑居ノ機ニ迫リ、殊ニハ本邦万般ノ事物着々改良ノ歩ヲ進ムルノ時運ニ際シ、我監獄ニ在テ全国中曾テ比類ナキ一種特別ノ課役ヲ設クルハ到底不都合千万ト謂ハサルヲ得ス……惡漢兇徒ノ一部ニノミ着目シ、斯ル課役ヲ設クルハ、決シテ懲戒感化上ノ得策トハ称スヘカラサルヘシ。論者又或ハ云ハン。此課役タル監獄上取締ノ一部ニ関スルモノナレハ、本会ハ之ヲ不問ニ付シ去ルモ可ナリト。是レ大ニ然ラス……苟モ之ヲ黙止センカ、我大阪府民ハ野蠻ノ名前ヲ下サ、ルモ復タ辞スルニ辞ナカルヘキノミ。

**東尾（平太郎）議員** 抑モ治獄ノ目的タル囚徒ヲ懲戒感化スルニ外ナラスシテ、濫ニ之ヲ虐使苦役スルヲ得サルハ、法理ノ原則固ヨリ然ルノミナラス、現ニ我監獄則第八条ニ抛ルモ、之ヲ御スルハ平和ヲ以テスヘシトノ明文ヲ掲ケアルニアラスヤ。殊ニ彼レ罪囚ノ徒ヲシ

テ、果シテ改悛セシメントナラハ、一時身体ノ苦痛ヲ加ルハ最モ其得策ニアラス……我監獄ノ改良ヲ図ルハ、昨年来、理事者ノ最モ熱心セラル、所ニシテ（堀川監獄改築を指す——手塚註）、所謂改良トハ徒ニ其外部即チ監房獄舎等ヲ改築スルノ謂ヒニハアラサルヘクシテ、苟モ其内部ノ如何ヲ顧ミサルアルカ、恐ラクハ之ヲ完全ノ改良トハ称スヘカラサルベシ。

**長屋（景章）議員** 罪石ノ課役杯設クルハ実ニ野蠻極ル次第……我大阪府ニ在テモ万一此ノ如キコトアランニハ豈ニ耻ツヘキノ甚シキニアラスヤ。尤モ監獄費ニシテ従前ノ如ク一ニ国库ノ支弁ニ属センニハ、我輩強テ之ヲ論セサルヘキモ、今ヤ全ク地方税ノ經濟ニ係ルモノ、我々代議士（府會議員も世間ではこのように呼ばれた——手塚註）ニ在テ苟モ之ヲ不問ニ付シ去ルトキハ到底大方ノ嗤笑ヲ招クヤ必セリ。

**安井（健治）議員** 卅九番（長屋議員を指す——手塚註）等ハ監獄費ノ地方税ニ属スルヲ以テ云々論スレトモ、此課役タル治獄上取締ノ一部ニ関シ典獄ノ職權ヲ以テ之ヲ行フモノナレハ、純然行政ノ部内ニ係ルノ事務ト謂ハサルヲ得ス。左レハ之レガ為メ特ニ經費ヲ要スルト云フノ場合ニ方テハ、我々代議士ノ見ル所ニ依リ、其存廢如何ヲ論決スヘキモ、此事ニ関シ直ニ建議シ得ヘキニハアラサルナリ……故ニ本員ハ之レガ可否得失ハ暫ク措キ、本会ヨリ建議セント云フニ至テハ到底同意スル能ハス。

**磯田（清平）議員** 抑モ六十番（安井議員を指す——手塚註）ハ此事タル敢テ府民ノ利害ニ関セスト云フモ、囚徒服役ノ如何ハ工業ノ伸縮ニ影響スルハ勿論ニシテ、現ニ定役時間ノ二時間ヲ殺キ、殊ニ此罪石ヲ課スルモノ、豈ニ地方税ノ經濟ニ関係ナント謂フヘキカ、將タ我府民ノ利害ヲ感スルナント断定スヘキカ、此ニ至テ誤解モ亦甚シト謂ハサルヲ得ス。且ツ一步ヲ進メテ之ヲ論セハ所謂野蠻時代ノ呵責手段ヲ以テ之ヲ我在檻ノ囚徒ニ施スモノ、到底府民ノ不幸タルヲ免レス。

**佐野（与兵衛）議員** 此建議タル本員ヨリ之ヲ提出セント思ヒ居タル程ニテ、之ヲ提出スル以上ニハ、ヨモヤ反对者ハアルマシト予想セシニ、豈ニ料ランヤ六十番（安井議員を指す——手塚註）ハ断然之レガ不同意ヲ唱ヘリ。併シコハ……誤解ヨリ此ニ至リシニ外ナラサルヘシ。誠ニ思ヘ、罪石ノ事タル表面監獄費ニ関係セサルガ如キモ、其実際ニ至テハ決シテ然ラス。第一之レガ為メ服役時間ノ幾分ヲ減縮スルハ勿論、如何ニ臨時ノ費用ヲ要セスト云フモ、一ツノ新法ヲ行ハントスルニ方テハ、物品ノ購求費等多少ノ入費ヲ投セサルヘカラサルハ、之ヲ日常百般ノ事ニ徴シテ明瞭ナリトス。左レハ此課役タル監獄費ニ関係セサルノ理ハ万々之レナク、我輩地方議會ニ立チ其本分

ヲ尺サント欲セハ是非共建議セサルヘカラサルモノトス。

北田(音吉)議員 十番(溝端議員を指す——手塚註)等ハ単ニ罪石ニノミ注目スルモ、今日囚徒ヲ御スルノ苛酷ナルハ、独リ之レニ止マラスシテ、本員等ハ往々見聞セル所アルナリ。左レハ今強テ罪石ヲ廃止センニハ、返テ他ニ苦痛ヲ加フルニ至ルベク、要スルニコハ到底無益ノ建議ニ属シ、而カモ一個人ノ資格ナラハ兎モアレ、議會ヨリ之レヲ建議スルハ実ニ不都合ナリトス。

東尾議員 反対論ハ殊ニ之ヲ駁スルノ価値ナク……六十番(安井議員を指す——手塚註)ハ罪石ノ課役タル敢テ一府ニ関スルニアラス。

殊ニコハ行政部ノ事務ニ属スルヲ以テ本会ヨリ建議シ得ルノ限リニアラスト云フモ、我議會ノ権限ハ決シテ然ルモノニアラス、現ニ地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ハ之ヲ議定スルノ権ヲ有シ、地方ノ利害ニ関スル事業ハ之ヲ建議スルノ自由ヲ与ヘラレタルモノナレハ、之レガ廃止ヲ望ムニ於テ何ゾ差支ヘアラシヤ。其一府ニ関セスト云フニ至テハ、是レ誤解ノ尤モ甚シキモノニシテ、罪石ノ事タル各府県一般ニ施行スルニアラス。特ニ我監獄囚徒ニ向テ之ヲ課スルハ昨日番外(桜井典獄を指す——手塚註)ノ答弁ニ拠ルモ亦明々瞭々ナリトス……七十番(北田議員を指す——手塚註)ハ茫漠タル言論ヲ以テ他ニモ斯ル苛酷ノ取扱ヒアレハ、独リ罪石ノミヲ廢スルモ無益ナリト述ヘタリシガ、囚徒ヲ御スルニ平和ヲ以テスヘシトハ我監獄則第八条ノ明文ニシテ、今ヤ本会ハ我囚徒ヲ御スルニ方リ、著シク之レト相反スルノ罪石ナルモノヲ見出シタル以上ハ決シテ之ヲ黙々ニ付スヘキ理ナク、則チ我議會権限ノ在ル所ニ基キ、之レガ廃止ヲ望ムノ意見ヲ表出スルハ豈ニ至当ノ手段ナラスヤ。

そのほか、扇谷五兵衛、泉由次郎、堀内忠司他一名の議員からも、建議賛成の意見が述べられた。<sup>(8)</sup> 反対意見も、主として罪石は地方税の支出に直接には関係のない行政上の行為であるから、その賛否を建議することは、府会の権限外であるというのであつて、罪石そのものに対する積極的賛成意見はみあたらない。

かくして、討論打ち切りの後、採決が行われ、四五対八の多数で可決、建議文の起草が、議長から書記に命ぜられた。<sup>(9)</sup>

同日午後の会議では、書記が朗読した建議案をめぐつて若干の質疑があり、採決の結果は四一对六の多数で可決、<sup>(10)</sup> 次のごとき建議書の提出が確定したのである。<sup>(11)</sup>

## 監獄囚徒苦役の儀に付建議

爰に本会の議決を以て謹て閣下に建議仕候要領は、我監獄在檻の已決囚徒をして、罪石を負はしむるを廃止せられんことを希望する旨趣に御座候。夫れ已決の囚徒を監獄に拘留し、定役に服せしむる目的たる、虐使苦役、因て以て之を懲罰せんとするにはあらずして、其悪意を絶ち、其懶惰を戒め、過を既往に悔ひ、善に将来に遷るの实效を見るに至らしめんとするに外ならざるは、蓋し法理の原則に徴して明瞭なりとす。抑も課役上、刑名に依り之を斟酌するは、我監獄則の明文にして、實際囚徒を懲戒感化するに方ては、固より当に然るべきも、彼の罪石を負はしむるに至ては、徒に身体の苦痛を加へ、毫も感化の效益を有せざるもの、之を囚徒拘留の目的に悖戻し、将来、過を悔ひ善に遷るの道を遮断すと云ふも、恐らくは誣言にあらざるべし。況んや罪囚をして巨石を負はしめ、剩へ之を疾馳するが如きは、恰も人類を以て獣畜と同視し、残忍至らざるなき野蠻國の慘酷手段に係り、今や海外到處、苟も野蠻の範圍を脱却する邦國に至ては、曾て其痕跡を留めざるの時に際し、特に我國の都府に在て、尚ほ是等の罪科を行はゞ、外交上國家の体面に關する、蓋し少小ならざるべく、殊に条約の改正、内地の雜居、其機正きまさに熟するの今日に方り、之れが為め、外人に向て更に我要求を拒むの口実を与ふるなきを得んや。然らば則ち罪石の科たる、之を法理の原則若くは我監獄則の明文に照し、將た今日の時運に徴するも、實に不条理且つ不適當と謂はざるを得ず。但此課役にして實際果して治獄上の效益あらんか、之を行ふは尚ほ大なる妨げなきが如しと雖も、是れ恐らくは一時の空望に屬し、到底其目的を達し得ざるべし。何者となれば、此課役たる、徒に其外を責め、其内を責めざるもの、畜に囚徒の邪念を遏絶する能はざるのみならず、元來、事理を弁せざるの徒に向て、遽かに鞭撻を加ふるは、所謂火を以て火を救ひ、水を以て水を救ふと、一般適ま其勢焰を増すに過ぎざるは、古今其實例に乏しからず、殊に今日之を課するは、贓罪犯に止まり、且つ初犯再犯若くは改悛の實あるを見るに至ては、隨て輕減取捨する所ありと云ふも、是れ特に執行者其人の意思如何に存するのみ。異日或は自己の愛憎を以て之を濫用するものなきを保し難し。蓋し法を源になすも、其弊動もすれば、煩苛に失するは、亦古今の通患なりとす。

以上建議するの外、之を課するに於て、尚、直接の利害を我府民に及ぼすものあり。今夫れ囚徒服役時間の長短は、工業の伸縮に關し、其伸縮は直に地方税經濟の利害に影響するは、特に論ずるを俟たざる所にして、我府民の現状たる務めて此等の費額を節減せざるべからざるの場合に方り、突然此の忌むべく恐るべき新法を設け、為に多少の費用を投じ、加之ならず、之れが定役時限の幾分を殺くは、



到底策の得たるものにあらざるなり。人或は云はん。皮相より之を觀るときは、其服役時間を減少するを以て、工業の退歩するを免かれざるが如しと雖、實際に於ては正に之と相反し、爾來、囚徒懶惰の弊習を一掃したるが為め、工業は返て進歩するの有様なれば、此課役は頗る好結果を得るに相違なしと。是れ大ひなる謬見にして、之を御するの際、寛猛宜しきを得ば、今日に方り豈に野蠻國の苛法を借るを須ひんや。其結果と稱するは、是れ一時苦痛に任へざるより生ずる所の結果にして、惡漢兇徒に在ては、適々以て之れが氣焰を加へ、其然らずして一時誤て罪科に陥りたるものに在ては、恰も水火の危難に迫り、死力を出して其苦患を脱せんことを冀ふの情に異ならざるもの、所謂其罪は惡むべきも、安そ其人を驅て日々死力を出すの窮域に入るゝに忍びんや。是に至て結果の一言、方に人をして寒からざるに股栗せしむるに足るのみ。要するに、我監獄在檻の已決囚徒をして、罪石を負はしむるは、已に法理の原則に戻り、今日の時運に方り、懲戒感化其宜しきを得たるものにあらず。況んや現に我地方經濟の不利に属するを免れざるに於てをや。於是乎、本会は黙せんと欲するも実に黙する能はず。敢て見る所を具し、之を左右に呈す。冀くは閣下、熟因本会の意見を採納し、断然罪石の課役を廃止せられんことを。此段建議仕候也。(句読点手塚)

明治二十年五月八日<sup>12)</sup>

大阪府會議長 恒岡直史

大阪府知事 建野郷三殿

罪石は監獄則に違背し、且つ内容的にも囚徒改善の目的に反するものときめつけ、そうした野蠻行為が行われていることは、条約改正にも悪影響をもたらすものと断定し、且つ囚徒の改善がおかれることは監獄費の膨張をきたし、地方税の増加をまねくとの見地から、堂々たる論旨を展開した建議書であつたといえよう。当時、地方監獄の経費はすべて地方税に依存したので、それが地方財政を圧迫し、各府県共に困却していた。例えば、大阪府においても、かねて懸案の堀川監獄の増改築費金二十四万円余が容易に捻出できず、明治二十年一月の臨時府会において、六万円の国庫補助をうけ、他は四カ年の継続支出事業としてようやく可決<sup>13)</sup>、工事に着手していたのである。したがつて、府議會が、監獄の問題に大きな関心をもつた

は極めて当然であつた。<sup>(14)</sup>

この建議書と、相呼応するごとく、大阪日報は、五月七、八日の二回連載で、「罪石の事を論ず」と題する次のような社説を掲げた。

大阪府監獄に於て、所謂空役なるものを設け、囚徒をして罪石なるものを負はしむることの、一たび我が大阪日報紙面に上りしより以來、都鄙各地の新聞紙は概ね之を抄録転載し、之を論じ、之を議するものも亦之れ有り（中略）さて余輩を以て夫の空役即罪石の事を觀れば、左の三ヶ条の疑惑を惹き起さざるを得ず

第一 典獄に於て囚徒に課するに、夫の空役なる者を以てするは、其権限外の所為には非らざるかと云ふ事

第二 夫の空役なるものは、監獄に已決囚を拘留するの目的に反戻するものには非らざるかといふ事

第三 空役は果して實際に於て利益の結果有るものなるかといふ事

そして、第一の点は、監獄則の「定役」は作業であつて囚徒を苦しめることではない。第二の点は、罪石は身体刑の一種であつて、自由刑ではない。第三の点は、歴史上において刑罰を酷にしても、罪囚が減少した例はないと結論して、罪石の廃止を主張し、最後に、

典獄桜井君に於ても、本と其職務に勉むるの良心より遂に斯の如き事を断行するに至れるものなるべければ、若し余輩の言にして幸に君の同意を得るあらば、則ち君子は固より改むるに憚ること無し。

と忠告している。この社説は、大阪府会の建議書に対しては心強い声援となり、他方、社会の多くの識者からは、共感を以てむかえられたにちがいない。因みに大阪日報は明治九年の創刊、同十三年七月に古沢滋が社長に就任して以来、完全な自由民権派の新聞であつた。<sup>(15)</sup> それなればこそ、政府攻撃の一端として罪石問題を取りあげ、堂々の論陣を張つたのである。ちようどその頃、同じく大阪で発行されていた朝日新聞では、寄書欄で罪石をめぐる賛否両論がはげしく対立していた。

事の発端は、五月一日の紙上に寄せられた次の六々居士「罪石の間」である。

刑は人を罰し監獄は刑を執行する所なり。刑は人を懲戒する道具なれども、亦人を遷善感化するものなり。刑の目的は唯懲戒の一事にありとするも、其懲戒は監獄署の恣に施行し得べきにあらず。大阪監獄署は法律に對めたる定役を以て不足と為し、定役外に所謂罪石を負はしめ、以て囚徒を懲戒すとは抑々何の意ぞや。仮に刑の目的を以て専ら懲戒の一事にありとするも、囚徒の定役は即ち定役にして、其範圍を出入すべからざるの明なる事は、法律の明文に於て瞭然たる右の如し。

この論旨に對する反響はたちまち現われた。同月五日紙上の発蒙野史「六々居士の為に忠告す」がそれである。

監獄則第四拾二条に曰く、定役に服する者の作業は刑名に因て之れを斟酌し、毎囚一日の科程を定めて服役せしむとありて、重罪囚には何々を為さしめ、軽罪囚には何業を操らしむべしとの法律なし……罪人を典獄へ引渡したる已上は、典獄は之れに適合の役を課す……囚徒の懲戒感化は都て典獄の専攻に属す。以上の法律を一読せば、居士の疑團は一目の下に氷解し得べし。

六々居士は、直に六、七の兩日連載の「発蒙居士の忠告に報ず」を書き、詳しくそれに反駁した。その要旨は次の通りである。

監獄則第四拾二条は、在監中定役に服する囚徒に課する役は製作工業にして、他にあらざる事を明示するものなり……石を負はし空しく運動せしむるの事を以て製作工業の一なりと謂ふを得べき乎。是れ苦使のみ、苛役のみ、復讐主義のみ、虐待主義のみ。決して所謂作業にあらざるなり……作業以外の事を以て囚徒に課するも、法律に背反せず、典獄の権内にありとする発蒙野史の如きは、如何なる眼を以て法律を讀しものなるか……監獄の目的は遷善感化にあつて懲戒にあらず、作業とは製作工業を云て徒勞空役を云はず。

その後、約旬日を経た十六日、発蒙野史はふたたび「六々居士の間に教誨す」を書き、自説を強調した。

監獄は目的を達せしむる為、獄則の定むる所に抛り、刑の執行を為すと雖、感化を専らとし罪徒を救済するの所に非ず……其執行の主眼は懲戒を専らし、此懲戒に充つるに勞役を以てす。勞役足らざる時に於ては空役を課せしむ。某県に於ては、現在、囚の三分の

二以上は役業の欠乏の故を以て、毎日休業坐食せりと。如斯始末に立至らば、獄則第四十二条に云ふ体力相当の役を課する獄則の主意に悖戻は為さざる乎。是予が空役を以て当を得たるものとする所以なり。

六々居士は、これに対しては沈黙を守つた。賛否両論が二回ずつ掲載されたので、編集の都合上からこの問題を打ちきつたのかも知れない。この論争は、監獄則第四二条の「定役」乃至は「作業」の中に、罪石のごとき空役がふくまれるか否かが、その焦点となつている。しかし、より根本的には、行刑の目的を「改過遷善」におく感化主義と、専ら「懲戒」をめざす懲戒主義との争いであつたといえよう。因みに、六々居士、発蒙野史共に社内の記事の匿名のように思われる。なぜならば五日の記事に対する反駁が、直に翌六日に掲載されており、読者の投稿にしては、余りにも早すぎると思われるからである。

七月上旬、司法次官三好退蔵は、参事官本多康直、御雇外人ルドルフ(Otto Ruloff)を帯同して、大阪、名古屋両控訴院管内視察に出張し、八月に帰京した。<sup>(16)</sup>神戸、大阪には七月十四日から二十三日まで滞在した。<sup>(17)</sup>その間、彼が大阪、神戸の監獄に赴き、罪石の制度を直接に視察したかどうかは明らかでない。あるいは、関係者から罪石の事情を報告されたのかも知れない。それはともかく、三好は東京に帰つてから罪石廃止論を唱えたといわれる。同年九月十四日・山陽新報はそのことを次のように報じている。

司法次官三好退蔵氏は、先頃、京阪及中国筋の各裁判所監獄等を巡視せし節、大阪府監獄にて本年四月以来施行し居る彼の罪石の事に付、其効果の如何を取調べて帰京せし以来、頗りに之を不可なりとして廃止論を唱へ居る由……凡そ刑罰なる者は、其人を惡み又は其罪を惡みて之を課するに非ずして、其犯人の改悛を促し、遷善感化の方便として之を課するものなれば、之を苦しめ、之を苛酷に待遇するは、決して刑罰を課するの目的に非ず……罪石を負はせて一種の重き体刑を課したるは、実に刑罰權を濫用せし者と云ふの外無かる可し……殊に欧米文明国の人民をして之を見、之れを聞かしめなば、実に肌粟を生ずるの感を起するなる可く、外交上にも亦容易ならざる影響を及ぼすべし。之に由りて之を觀れば、此の罪石を負はすことは、条理に照しても實際に徴しても、一日も早く廃止せざる可らず云

々と物語りたる由。

三好は、明らかに行刑における感化主義を基調にして罪石のごとき苦役を排斥しているのである。彼は旧伊万里藩士、明治七年以来、司法省に入り、横浜裁判所長、本省職員課長、民事局長等を経て、同十九年三月、司法次官に就任、後ちに検事総長、大審院長の要職を歴任した人であるが、その青年時代には、小野梓と親交をむすび、共存同衆の同人としても活躍した。明治九年五月の「共存雜誌」に発表した「養子の禁布かざるべからず」は、明治前期における最初の養子反対論として知られている<sup>(18)</sup>。さらに彼は死刑廃止論の思想ももっていたようである<sup>(19)</sup>。いわば、彼は明治法曹界において、もつとも進歩的傾向の人であつた。彼が罪石制度に対して批判的見解を述べたことは寔に当然であつたとみていい。

当時の監獄の監督官庁は内務省であつて司法省ではないが、監獄とは密接な関係をもつ司法省の次官であつた三好が、そうした見解を表明していたとすれば、罪石制度に対して相当な圧力が加つたものと推測してよからう。

しかし、一方、政府部内には、罪石賛成論もあつたらしく、同年八月二日・土陽新聞は次のような風聞を伝えている。

真偽は素より保し難ければ、近頃其筋にては刑法改正のことに付、種々評議中の由なるが、中には一旦重罪又は軽罪を犯したる者にして再び重軽罪を犯す時は、再犯加重の例によりて更に一等重き刑を課することは現行刑法中に其明文ありて(明治十五年刑法第九一条―第九八条―)手塚註)能く懲戒の意にも叶ひ居れど、只だ最初無期流刑若くは無期徒刑に処せられたる者が、再び無期流刑なり無期徒刑なりに相当する重罪を犯したる時、加へて死に至ることを得ずとあるは、(前掲第六六条―手塚註)頗ぶる公平を失したるもの如くなるは勿論、全体一度ならず二度までも斯る重罪を犯す者は、仮令ひ之を生かし置けばとて、到底遷善感化の望みもなければ、寧ろ是等は一等を加へ、断然死刑に処すべしと云ふ議論もありとのこと、然るに某貴顕は之を以て惨酷過激なる議論なりとして痛く此説を駁撃し、且つ別に変則を設けて穩かに之を懲戒する方法あり。即ち現行の監獄則の中に、罪石の事を追加して、近頃大阪府の監獄に於て行ひ居る罪石を是等の再犯者に負はしむるこそ至当なれとの説を提出せしに、多分の賛成者ありたるを以て、遂に此事決定し、昨今尚詳細なる手続等

を取調中なりとの風説あり。

ここに「刑法改正のこと」とあるのは、旧刑法の修正事業である。旧刑法は、いうまでもなく、明治十五年一月日から、治罪法と共に施行されたものであるが、余りにもフランス法的色彩がつよく、とくにそれが未消化のまま継受された点が多かつたので、わが国の実状に副わず、施行直後から各種の修正論議が行われた<sup>(20)</sup>。司法省も修正の必要をみとめ、省内で改正案をまとめて太政官へ上申、太政官もまたそれにもとづく改正案を作成した<sup>(21)</sup>。この草案は、明治十七年七月に完成したようであるが、旧刑法の起草者であるボアソナード (G. E. Boissonade) はこれに反対し、彼自身に修正案の起案が命ぜられた。この草案は、明治十九年以前にできたが、これまた確定修正案とは成らなかつた。たまたま、条約改正問題と関連する法典編纂事業は、明治十九年八月以降、外務省内に法律取調委員会が設けられて、その所管となり、刑法の修正も、この委員会を取りあげられることになつた。そして同委員会<sup>(22)</sup>は、翌二十年四月から諸法典の立法、修正の調査を開始した。前掲土陽新聞の記事は、時期的にみて、この委員会における論議を伝えたものであろう。罪石の採用を主張した「貴顕」およびその賛成者の氏名<sup>(23)</sup>が知りえないのは、遺憾である。

さらに土陽新聞は、この風聞に刺激されたためか、八月三日と四日の両日の連載にて、社説「罪石」を掲げ、その違法性を次のように痛撃した。

罪石と云ふことは……近來大阪府などにては実地之を監獄の内にて施行する由(中略)。右罪石の事の如きは、今後政府に於て刑法治罪法監獄則等を改正若くは追加をせらるることあらんには、之を其後に行うことを得べけれ、其未だ然らざるに及んで、司獄官吏たる者、勝手に之を行ふと云ふは、畢竟許すべからざるのことなればなり。伝ふる者或は云ふ。現今之を行ふは、公然表向に行ふ訳にあらず、而して試験として之を行ふ都合なりと。吁、是れ何の言ぞや、夫れ監獄に於て司獄官吏が囚人を取扱ふは、一に法律規則に遵はざるを得ざるなり。……然るを法律に之れあるにあらず。規則に之れあるにもあらずることを、試験なりとして行ふべきの理あらんや。

土陽新聞は、明治十一年以来、いくたびか断絶しつつ昭和年代までつづき、『土陽新聞』を離れて高知県における新聞史はありえぬ<sup>(24)</sup>とさえいわれる地方新聞中の名門である。とくに明治前期においては、土佐における自由民権論の伸長に大きな役割を演じた新聞であつた。「官憲横暴」の所産ともみられる罪石制度に対し筆誅を加えたのは、蓋し当然であつたといえよう。

さらに、八月末に至るや、今度は、大阪代言人組合有志から、廃止意見書が、司法、内務、外務各大臣に提出された。這般の事情を前掲大阪弁護士史稿は、次のように述べている。<sup>(25)</sup>

罪石を負担する者は、数十人列を成して旋回行歩せしむ。獄吏の督責甚だ急に、少しく踟蹰して進行せざる者あらば、叱咤呵責、鞭撻を加へ、或は水を其頭に注ぎ、或は砂を其頸に投ず、囚徒苦楚に堪へず。衷訴すとも省せず、往往背肉剝落して流血淋漓たる者あり。頸骨屈曲して復た伸びず、終生癱疾と為る者あり。遂に石を負ひて死する者あり。号泣の声、常に獄門の外に徹す。北村左吉之を聞き、惻隱の心油然而して起り、必ず救済せんことを期し、菊池侃二、森作太郎等と謀り、竟に同盟会員の賛成を得たるが、是に至りて意見書を、司法外務内務三大臣に上りしなり。<sup>(句読点)</sup>  
<sup>(手塚)</sup>

森は大阪組合代言人会長<sup>(26)</sup>、北村、菊池も当時の大阪における一流代言人であり、その頃大阪地方で出版された一人物評論によると、北村は「剛胆不屈の稜骨漢」で「憚なく人の非を面折する」「社会に珍らしき人士」、菊池は「自由党中にあつても、弁護士部内にあつても、其名声、其徳望共に酷だ高く」「関西の一偉人」、森は「才学智勇兼ね備ふる」「弁護士部内の君子」と評される人々であつた。中でも、菊池侃二は平素から、監獄改良に非常な熱意をもつていたので、率先して北村の提案に賛成、意見書提出に奔走したものとされる。このことは、別の機会に、彼自ら「監獄ノ改良ハ、侃二カ平生ノ熱望ナルヲ以テ常ニ其実際ヲ知ラント欲シ、出獄者等親シク其境ニ入りテ、實際ニ遭遇シ、内部ノ事情ニ精シキ人ニ遭フ毎ニ、未タ当テ仔細ニ獄内ノ有様ヲ質問セスンハアラス。是レ官吏ニアレ、府會議員ニアレ、通り一片ノ巡視ニテハ、兎角其実ヲ

知り難キモノナレハナリ」<sup>(28)</sup> (句読点)と述べていることから推測できる。

三大臣へ提出された「罪石廃止之意見書」は、いずれもほとんど同文といわれているが、次のような外務大臣井上馨宛のものが、伝えられている。<sup>(29)</sup>

大阪組合代言人五十人再拜シテ、書ヲ外務大臣井上伯ノ閣下ニ呈ス。謹テ案スルニ、明治維新ノ政、千古ノ陋習ヲ破リ、泰西文明ノ制度ニ則リ、事大小ト無ク、改良ノ緒ニ就カサルハ無ク、髪髻乎トシテ文明ノ域ニ進行ス。……然而頃者、大阪府ニ於テ忽チ咄咄一怪事ヲ生シ、其說漸ク將ニ内外ニ傳播シ、奮ニ内国ノ化ヲ妨クルノミナラス、遂ニ嘲ヲ諸外国ニ取ラントス。早ク之ヲ廃止セサレハ、其害実ニ測ルヘカサルナリ。某等素ヨリ法律ノ務ニ従事シ、最モ此事ノ詳ヲ知ルニ便ナリ。因テ先ツ左ニ其事實ヲ掲ケ、而シテ之ニ付スルニ卑見ヲ以テス。閣下願クハ之ヲ察セヨ。

ここで、罪石制度の内容を略述し、それは監獄則に規定する「定役」ではない所以を、次のごとく力説している。

罪石空役ト称スルモノハ、監獄則即チ法律ノ命セサル所ニシテ、且其趣意ニ背馳セリ。抑モ府県知事及典獄ハ、法律ニ従ヒ囚徒ヲ看護スル所ノモノナルニ、其法律外ニ於テ過酷ノ処置ヲ施シ、以テ法律ノ趣意ニ背戾スルハ、是レ越權擅恣ノ極ナリト謂ハサルヲ得ス。夫レ囚徒ハ多分法律ニ背キ、罪ヲ犯シタル者ナルヘシ。然レトモ其罪ヲ犯シタルカ為メニ科セラル、刑ハ、監獄則ニ定メタルカ如ク、定役即チ作業ナリ。工業ナリ。工錢ヲ生スヘキモノナリト確信シタルニ、今其信スル所ニ反シ、意外ニ罪石ノ痛苦ヲ受ケシメハ、縦令、我政府ハ人民ヲ欺クモノナリトノ批評ヲ受クルモ、恐ラクハ弁解ノ道ナカラン歟。

さらに、監獄改良は「世界ノ一大問題」であるとし、欧米各国の監獄の行刑方針が、懲戒主義から感化主義へと進化した状況を、イギリス、アメリカ、ドイツ、スペインの例をあげて説明し、わが国の監獄もまたこの方向にしたがつて速かに改良すべきものと主張、とくに、わが国が当面している条約改正のためには、罪石のごときは大きな障碍であると断定し、次のように結論している。



今や罪石ノ事タル、猶未タ外人ノ知悉スル所ト為ラサルコソ幸ナレ。若シ其事一旦内外ニ喧伝スルニ至ラハ、外人ハ則チ評シテ云ハ  
ン。日本人ハロニ改良進歩ヲ図ルト云ヒナカラ、其実却テ此等ノ事ヲ行フ。是言行相背馳スル者ナリ。日本人ニハ徳義ナシ。故ニ憫ムヘ  
キ囚徒ヲ憫マスシテ、却テ之ヲ遇スル牛馬ヨリモ甚シクス。此ノ如キ國人トハ親密ナル交際ヲ結フコト能ハス。此ノ如キ政府ノ下ニハ立  
ツコト能ハスト。此ノ如クンハ、条約改正ノ成効モ亦期スヘカラサルニ至ラン歟。之ヲ再言スレハ、罪石ハ条約改正ニ付テノ一大障礙物  
ニシテ、閣下カ攷致國ニ尽スノ丹心モ遂ニ之カ為メニ画餅ニ属スルヲ恐ルルナリ。豈憂慮慨歎スルニ堪ヘサランヤ。某等業法律ニ在  
リ、其本分ニ於テ黙示スルコト能ハス。聊カ茲ニ微衷ヲ陳ス。蓋シ監獄ノ事タル閣下ノ主務ニ非スト雖トモ、事頗ル条約改正ニ関スルヲ  
以テ、之ヲ閣下ニ聞スルノ不要ニ非サルヲ信ス。願クハ閣下速ニ空役罪石ヲ廃止セシムルノ処置アランコトヲ。尊嚴ヲ冒瀆シ惶懼ニ堪ヘ  
ス。(句読点  
手塚)

この意見書の日附は、明治二十年八月二十九日<sup>(30)</sup>で、発起人の北村、菊池、森の他に、大阪組合代言人副会長石橋栄太郎、  
同前会長寺村富栄、同前副会長渋谷忠二郎、同元会長砂川雄峻、同元副会長山下重威、同じく岡崎高厚<sup>(31)</sup>など有力代言人をふ  
くむ五十名が連署している。当時、大阪組合代言人の数は八十人前後<sup>(32)</sup>と思われるから、その過半数を網羅したことになる。  
先きに大阪府会の建議案提出があり、さらに諸新聞の社説による反対論も相次ぎ、そしてまた代言人組合からも意見書が  
出されるなど、罪石に対する世論のもりあがりは、いまや最高潮に達したといつていい。そして政府部内にも三好司法次官  
のごとき有力な反対論もあることとて、罪石制度の命運はいよいよ追いつめられた感がある。

九月上旬、大阪始審裁判所上席検事渥美友成は、大阪府各監獄へ自ら出張し、実情調査にのり出した。これは、代言人組  
合有志の司法大臣宛請願書にもとづく本省の訓令によつて行われたものようである。この調査の様子は、次の九月十一  
日・山陽新報に詳しい。

大阪始審裁判所の上席検事渥美友成氏は、去七日、府下代言人同盟会へ向け、会員の中より出頭すべき旨を照会したり。同会よりは代

言人山下重威氏が直ちに出頭せし処、北村左吉、森作太郎の両氏も幸ひ同裁判所に居合せたれば、三氏とも打連れて渥美検事に面会したり。時に検事は三氏に向い、諸君が罪石の事に付今度提出したる意見書に付き、予は大阪府監獄に赴き且つ各監獄をも巡覽し、桜井典獄へ面会して種々談論を遂げたるが、典獄の答へし所と、諸君が提出したる意見書とは大いに反対する処あり。即ち典獄の話に拠れば、囚人中にも種々ありて、殊に悪漢無頼の者などは、監獄を見ること勸工場の如く、満罰後も故らに罪を犯して入監せんとする者あり。是等の者を懲らすには到底罪石の如きものを用ゐざれば、其効を奏し難きを以て、之を負はすことにせし訳なれば、苟くも多少の教育を受居り遷善感化し易き者には、決して之を負はさずとのことなりし云々と陳べ、尚ほ諸氏の意見を聞きたるにぞ、三氏は交る交る之に答へて、落合寅市<sup>33</sup>にも之を聞き、其他満期出獄の者にも聞きたるに、典獄の答へとは反対にて、言論の罪を犯せし者にも之を負はしたることあり。決して悪漢無頼の徒のみ負はずとは云ひ難しとて、種々の例証を挙げたりとぞ。尤も検事は三氏の答ふる所を一々聞取り、果して諸氏の説の如くんば、予も亦大に意見あり。尚ほ篤と思考せし上、其筋へ意見書を提出することもある可しと云ひたりとぞ。

罪石は、「悪漢無頼の者」にだけ行い、「教育を受居り遷善感化し易き者」には行わないという桜井典獄の談話は、弁解のための弁解としかうけとれない。前節で述べた「空役内規」からは、そうした意味はくみとれないからである。渥美検事は、おそらく代言人側の反駁に信をおき、司法大臣宛復命書を提出したものとと思われる。司法大臣から内務大臣へ意見の開陳、内務大臣から大阪府知事に対する指令<sup>34</sup>——こんな順序で、罪石制度廃止への動きがあつたのか、それとも大阪府知事または桜井典獄の独自の判断によつたのか、その辺の事情は残念ながら、ともかく、渥美検事の調査後半月をいわずして、前節でも述べたごとく、九月十七日限り、大阪府監獄の罪石は廃止された。この廃止が、高揚した世論の勝利であることだけはたしかである。

なお、こうした大阪監獄の罪石廃止の顛末は、当然、各地方の監獄にも伝えられたであらうから、前にも一言した通り、兵庫県をはじめ、そのほか罪石もしくはそれと類似の制度を行つていた他府県の監獄においても、それと相前後して、そうした制度を取りやめたと考えてよからう。

- (1) 「大阪臨時府会議事決議録」(明治二十年五月)・二頁以下。この府会議事録は、すべて大阪府会図書室係長中村浩氏の御好意により閲覽したものである。
- (2) その分担内訳は、大阪区地方税負担分金二千三十円二十銭、那地方税負担分金五千九百六十円八十銭である(前掲書・一一八頁)。因みに市制施行前であるから、大阪市とはいわない。
- (3) 前掲書・二七頁、三三頁。この議事録には、各議員の姓のみ記載じていて、名を欠く。本稿では、大阪府議会図書室編「大阪府議會議員人名一覽(明治十二年―昭和三十八年)」によつて、それを補つた。
- (4) 前掲議事決議録・四三頁―五三頁。
- (5) 前掲書・五四頁。
- (6) 前掲書・五五頁―五八頁。
- (7)(8) 前掲書・六二頁―八四頁。本文で「他一名」というのは、佐々木議員であるが、当時の議員に佐々木姓の者は、佐々木政行と佐々木政又の二人が居て(前掲人名一覽・三四頁)、そのいずれかを確めえない。
- (9) 前掲議事決議録・八四頁。起草した書記の名は明らかでない。
- (10) 前掲書・九二頁。
- (11) 前掲書・八五頁―九一頁。前掲府会史・第六章第二款一五一頁―一五三頁。辻・前掲行刑史稿・五八〇頁―五八二頁。
- (12) 決議の日から三日間は、浄書のため費されたものと思われる。
- (13) 「大阪臨時府會議事録(自明治廿年一月十三日至同十六日) 坤」・八六頁―一〇〇頁。
- (14) 監獄則第五條第四項に「府県會議員ハ臨時其府県監獄ヲ巡閱スルコトヲ得」とある。これすなわち、府県會議員が監獄費の査定権をもつていたためである。
- (15) 小野秀雄「大阪府新聞史」・「地方別日本新聞史」二九二頁以下。
- (16) 「司法沿革誌」一〇五頁。
- (17) 三好の一行は、七月十四日に汽船で神戸へ到着(明治二十年七月十六日・大阪日報)、同月二十三日、大阪から和歌山へ出発した(同年七月二十三日・大阪日報)。
- (18) 筆者と向井健共著「法学部史・法律学科」・「慶應義塾百年史」別巻・四二〇頁。拙稿「明治前期の養子反対論」本誌第二八卷四号・五五頁。向井健「明治前期の養子論」本誌第二九卷五号・七一頁。
- (19) 明治二十年の春頃、三好は上京中の全国裁判所検事を自宅に招いた折に「元來、刑というものは、人の罪惡を懲す所以の道具なり……然るに死刑に至りては苟も之を施行すれば、即ち人命を絶つものなるが故に決して懲戒の法と見做すを得ざるなり」と述べたと伝えられる(明治二

十年五月二十二日・大阪日報。

(20) 修正論の中には、新律綱領、改定律例の復活論すらあつた(拙稿「元老院内における新律綱領、改定律例復活反対意見書」本誌第三四巻一  
号八六頁以下参照)。なお、旧刑法施行直後の改正事業については、まだ十分な考察がなされていない。今後の課題であろう。

(21) 石井良助「明治文化史・法制編」・四九二頁。

(22)(23) この委員会の構成は、委員長井上馨(外務大臣)、委員副長陸奥宗光(特命全權公使)、委員として西園寺公望(特命全權公使)、三好  
退蔵(司法次官)、箕作麟祥(元老院議員)、蜂須賀茂韶(特命全權公使)、他にボアソナード、ルドルフ等外人顧問六名、取調委員書記として  
各省書記官級から出向の今村和郎、栗塚省吾、本多康直、出浦力雄、都築馨六、加藤高明等であつた(星野通「明治民法編纂史研究」・八七頁  
以下)。細かい調査は、書記を中心とする小委員会で行われたと思われる。本文で述べた土陽新聞の論議は、そうした小委員会のものかも知れ  
ない。

(24) 中島及「高知県新聞史」・前掲日本新聞史・四二五頁。

(25) 前掲大阪弁護士史稿・下巻・七四一頁。

(26) 前掲書・上巻・五一九頁。

(27) 米倉領次郎「当世人物管見」(明治二十六年)・七四頁、七五頁、七七頁―七九頁。

(28) 明治二十一年八月、堀川監獄で、看守が受刑者の一人を殴打負傷させた事件があり、菊池代言人は大阪輕罪裁判所にそれを告発した。その  
事情を書いた菊池手記の一節である(前掲大阪弁護士史稿・下巻・七五一頁)。

(29) 前掲書・七四一頁―七五一頁。

(30) 当時の新聞報道の中には、この日附を八月三十日としているものもある(例えば明治二十年九月七日・山陽新報)。

(31) 前掲大阪弁護士史稿・上巻・五一五頁―五二〇頁。

(32) 大阪組合代言人の数は、明治十七年十月現在で八十一名(前掲書・下巻・一一〇九頁)、同二十二年三月現在でも、人名には異動があるが、  
総数では同じく八十一名である(前掲書・一一一四頁)。このことから判断して、明治二十年八月当時においても、大体八十名前後と思われる。

(33) 自由党大阪事件の関係者として未決監に収容された落合寅市は、明治二十年二月二十六日から毎日二時間ずつ十五貫の罪石を負わされ、後  
ち本人の情願によつて減量、十二貫のものを公訴されるまでつづけられたという(明治二十年八月三日・土陽新聞)。落合に対する公訴状の日  
附は五月と思われるが、いま確かめない。それはともかく、ここで注意すべきは、「二月二十六日」という日附である。これが事実とすれば、  
大阪監獄では罪石制度実施以前に、すでに罪石が存在したことになる。獄則違反者に対する処罰としての罪石は、それ以前から行われており、  
四月一日から、それを一般受刑者の処遇に応用されたと考えられないこともないが、疑問としておく。なお、本稿一二頁参照。

(34) 内務大臣から府県知事に宛てた監獄関係の指令を集録する「公文編年録」が、現在、刑務協会に保存されている。しかし、明治二十年の分

が欠けているので、罪石についての内務大臣指令の有無は、残念ながらわからない。<sup>(35)</sup> 本稿作成のため、昨年私は、大阪、岡山、神戸各刑務所へ出張して調査した。そのほか、全国五十六カ所の刑務所には、文書を発送して罪石関係資料の存否を問合せたが、長崎刑務所の石以外には、何の手がかりも得られなかつた。しかし、新聞記事によつて、その存在が判明した高知県監獄の例もあることとて、なお探索の手をゆるめな積りでいる。

#### 四 罪石事件の背景と、その意義

罪石事件の経緯は、以上に述べた通りであるが、次に、この事件を生んだ当事の行刑事情を検討し、そして同事件が明治の行刑史においてどんな意義を有するかを考察したいと思う。

元来、徳川時代の刑罰の中心は、惨酷をきわめた各種の死刑、流刑、追放刑、身体刑などであつて、犯人を一定の場所に隔離、拘禁し、労役に服せしむるといふ自由刑(寄場、徒刑、溜など)は、一部にのみ行われた特殊な行刑手段にすぎなかつた。<sup>(1)</sup>したがつて、その時代の牢獄は、原則として未決拘禁の施設であつて、自由刑の執行場ではなかつたのである。ところが、明治政府は、成立早々の頃から、そうした徳川時代の峻刑をとりのぞき、徒刑中心の寛刑の方針を打ち出した。それは、新政府が、全国の人心を収攬せんとする政策的配慮から、幕末以来、識者の間にたかまつた世論に適従したためであつた。<sup>(2)</sup> 仮刑律(明治元年)、新律綱領(明治三年)共に、復古の方針に則る「律」であつたため、笞杖徒流死の五刑の制度を採つたことは勿論であるが、中でも徒刑は、法定刑としてもつとも広く用いられ、刑罰の中心となつてゐる。さらに明治五年四月、懲役法<sup>(太政官布告 第一一三号)</sup>が施行され、笞杖二刑は原則的に廃止され懲役に代えられた。<sup>(3)</sup> 流刑は、すでに早く新律綱領の施行に先きだち明治三年十一月十七日の準流法<sup>(太政官達)</sup>で徒刑を以て代用されていたので、懲役法の施行に伴い、いまや刑罰の基本様式は死刑をのぞいて全て徒刑(懲役刑)となり、行刑の中心は、そうした自由刑を執行するための「監獄」へと移行したのである。

こうした推移に対応して、明治政府は早くから徒刑中心の行刑機構の整備に着手し、監獄の建物、受刑者の監護、給与、教誨の制度などに重点をおく獄制改革を逐次すすめた。各地方においても、政府の方針にもとづき、逐次徒刑場が開設され、とくに明治四年七月の廃藩置県の頃から、急速にその施設が全国的に整えられはじめたのである。しかし、当時における徒刑（懲役）場の実態は、大体において徳川時代の牢獄と大差なく、近代的自由刑の執行場としては、寔に不完全なものであつた。

かかるとき、全国行刑の統一立法として制定されたのが、明治五年十一月二十九日の監獄則および監獄則図式（司法省達第三七七八号）である。監獄則は、その緒言に「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス」と、行刑の根本方針を明示しており、その内容は、興造、繫獄、懲役、疾病、処刑、官員、雜則の七綱から成つている。監獄は懲役場、女監、病監、懲治監、寛役場に分かれ、その構造は放射線状のいわゆるゲント式（Gent）建築を採用し、「一房一囚」の独房制を原則とし、既決と未決、初犯と再犯を区別し、男囚、女囚ならびに懲治場を嚴格に区分して相互の交通を遮断し、病監および癡疾、身体虚弱者のための寛役場を新設し、さらに英国の行刑を参考にした作業階級制（4）を採るなど、正に画期的な行刑立法であつた。徳川時代の牢獄さながらの徒刑場が存在した当時において、監獄則の出現は、「当に青天の霹靂」（5）であつたといつていい。

監獄則の全面的即時施行には、莫大な経費を必要としたので、その前文には「今般監獄則並図式御頒布相成候尤一般ノ監獄一時御改造相成兼候ニ付追テ東京府下ニ於テ造築可相成候間各地方ニ於テハ禁囚所遇及懲役方ノミ先以規則ノ通施行可致事」とあり、最初から漸進的施行を予定していた。しかし、それとてもなお相当の経費がみこまれたので、大蔵省の反対をうけ、明治六年四月八日の太政官達（第一九号）を以て実施が中止され、獄制はすべて「従前ノ通り」と定められた。（6）

しかし、監獄制度の改革は、当時の国家的要請であつた条約改正問題とも直接の關係をもつていたので、政府もこれを放

置するわけにはゆかず、また受刑者が激増する現実の事態に対処するためにも、施設、囚人処遇その他の面で、かなりの努力は払われた。明治六年以降十三年までの重なる事項は、次の通りである。

六年六月十三日 改定律例（太政官布告第二〇六号）頒布、七月十日から新律綱領と併せ施行さる。これにより懲役刑は益々一般化した。それがため、各地で外役作業が拡張された。<sup>(7)</sup>

七年九月十九日 囚人の賄料は八年一月一日から全て官費とすることになった（太政官達第二二三号）。

七年十一月十五日 内務省第二局第一課を置き、全国の囚獄、懲役の事を司る（内務省ヨリ局課へ達）。但し司法省所轄の監倉をのぞく。

七年十二月 東京鍛冶橋司法省内に、はじめて西洋式監倉が竣工した。<sup>(8)</sup>

八年一月十四日 囚人給与規則を定む（太政官達第八号）。

八年五月三十日 内務省の囚獄、懲役の事務、第一局へ移る（内務省達無号）。

八年十二月十八日 東京の囚獄および懲役場は、東京府から警視庁へ移管さる（内務省達乙第一六七号）。囚情不穏に対処するためであった。

九年二月三日 司法省所轄の監倉を内務省の総轄とし、東京は警視庁、その他は府県に管理せしめた（内務、大蔵両省へ達）。

九年八月二十三日 兵庫、大阪等の監獄を視察した米国人ベリー (J. C. Berry) の「獄舎報告書」<sup>(9)</sup>が、内務卿大久保利通へ提出された。内務省はこれを行刑関係者に配布し、監獄改良の参考資料とした。<sup>(10)</sup>

十年一月十一日 内務省は警視局を新設、警察、監獄事務を主管せしめた（内務省ヨリ局課へ達）。

十年十二月二十四日 市谷監獄支署内に最初の監獄病院が開かれた。<sup>(11)</sup>

十一年四月十六日 禁獄人の自宅拘禁を廃し、監獄内の別房に収容することになった（内務省達乙第三四号）。

十一年十二月二十八日 国事犯の禁獄人取扱規則（内務省達丙第六一号）を定む。

十一年 三池鉱山および生野鉱山に囚人を使役した。<sup>(12)</sup>

十二年一月 小坂鉱山に囚人を使役した。<sup>(13)</sup>

十二年四月一日 国事犯の收容と、監獄改良を目的として、東京および宮城に集治監を設置した（太政官達第一七号）。收容人員約二〇〇〇名。

十二年七月十一日 内務省に監獄局を置き、刑政統括の中央機関とした（内務省ヨリ警視局へ達）。

十二年 此の年、政府は窮乏せる国費を割いて、とくに地方の懲役場、工場十九を増設、獄内作業の充実を計つた。<sup>(14)</sup>

十三年四月 上野、高崎間鉄道工事に囚人を使役する。<sup>(15)</sup>

十三年四月 東京警視監獄署は、在監人勤怠調査証の制を実施す。<sup>(16)</sup> 受刑者「行状録」の先駆である。

十三年四月 内務省は、各府県で警察事務を司る県庁第四課を警察本署と改称せしめたが、これにより各地方で監獄が警察から独立する傾向を生じた。

十三年 本年末までに、各地方監獄の新築状況、本監六、分監七に及ぶ。中でも十一年十二月に落成した浦和監獄は最新式であつた。<sup>(17)</sup>

当時における各地の監獄の状況をみるに、毎年、受刑者は急速に増大したが、設備はそれに伴わず、また監獄管理もゆきとどかず、それがため囚情きわめて不穏なるものがあつた。脱走とくに集団脱獄、獄内放火、獄吏に対する抗命、暴行など、相ついで起つた。明治七年三月二十四日、小田県から司法省への伺に<sup>(18)</sup>「懲役人外役中密に他の女と和姦を謀るに……不応為を以て論じ可申哉」とあり、同年十二月二日、山形県伺にも<sup>(20)</sup>「懲役人外役に向う途中、割烹店に立入酒食を喫し、或は孀婦処女等に姦通するときは、懲役人は棒鎖……可然哉」とあり、また「福島県監獄統計表」<sup>(同十九年)</sup>（明治十九年）によると、明治七、



八年頃の平懲役場の状況は「外役囚は別に看守者の之に附添ふものなく、時々巡視するに過ぎず、其貸出方法は、毎朝役囚某は何町誰方雇と配賦をなし、只役囚のみを送り、跡より看守者即下締之を巡視し、其動静を監察するのみ、故に巡視者の未だ至らざる時或は既に去りたる後は、囚徒の進退自在にして復之を尤むるものなし<sup>(21)</sup>」という。さらに七年十二月四日、京都府知事長谷信篤から内務卿大久保利通宛の伺書には、京都府監獄の状況を「監獄を不憚、同囚口論の上打擲に及ぶ等も有之、監護の課丁を誹謗するは常にて、制すれば却て眼前嘲る等、不謹慎絶言語候次第も有之、仮令何程制するも到底口上の外、督責の権なきを知る故に……獄囚に於ては一層に甚敷獄則を不守者、或は各獄互に呼合、掛り並裁判官吏を誹り、之を制すれば該官を罵る様の事も有之、……甚しきは運動の節、己れ捕縛せられし者、監護人の内に在るを見て窃に杭木を抜取り、可打擲の結構致し候者も有之云々<sup>(22)</sup>」と述べ、あるいは明治十二年六月、宮城集治監三等獄司石沢謹吾から権中警視石井邦猷宛上申書には「囚人独歩市中を徘徊し、或は錢幣を手にし、或は微に酔体を顯し、婦女に戯るゝ等の事なきにあらず云々<sup>(23)</sup>」とあり、また十四年四月、滋賀県から内務省への上申書には「当県監獄本署に於て近来囚徒放火反獄等之企を為し穩かならざる付平常嚴重取締為致候得共、客年二月放火せし已来其念慮を去らず、同年七月より本年二月迄放火を為すこと数回に及べり云々<sup>(24)</sup>」とある。以て当時の弛緩した拘禁状況の一端を知ることができるであらう。

在監人の数は、明治九年十二月末、二三二六八名、十年末は二五九六五名、十一年末は三〇六六六名、十二年末は三四七七四名、十三年末は三六三二一名に及び<sup>(25)</sup>、この四年間でも五割強増加したわけであり、行刑機構の整備拡充は、到底この増加に対応できかねたのである。

こうした状況の下で、さらに明治行刑史上の注目すべき事態が発生した。それは、地方監獄費の国庫負担を取り止め、すべて地方税に一任したことである。明治十三年十一月五日の太政官布告(第八号)を以て行われたこの措置は、翌年七月一日から実施された。この措置が採られた原因は、明治十年西南の役の余波をうけて政府の財政が窮乏したためであった。小河滋

次郎博士は、「此制変ハ実ニ我國獄制改良上ノ第一着的頓挫タリシナリ」と述べておられる。実際、これによつて、その後における地方監獄の整備は、非常に困難な状況に追いこまれたのであつた。

他方、明治十五年一月一日から旧刑法並に治罪法が施行されることが決定するや、それに対応すべく、明治十四年九月二十日、あらたに監獄則(太政官達第八一號)が制定された。これによつて、新刑法の刑種別に応じた監獄の種別は一応整えられた(本稿二四頁参照)。しかし、拘禁制度の内容においては、明治五年監獄則に比較すると、かならずしも進歩した面ばかりではなかつた。<sup>(27)</sup>

明治十四年以降、政府は、全国行刑職員の名称を統一し、<sup>(28)</sup>行刑官の警察官からの分離独立を計り、集治監を増設、あるいは囚人処遇の面では、在監人給与規則(十四年三月十八日)、<sup>(30)</sup>在監人傭工錢規則(十四年七月二十二日)、<sup>(31)</sup>また已決囚賞与勸査内規(十五年四月十日・内務省監獄局通知)を制定して仮出獄の条件を定め、また別房留置者犯則処分の件(十六年十二月二十日)を設けて、その取締を強化するなどの措置を講じた。しかし、明治十五年刑法施行後、毎年犯罪人は増加し、それがため在監人の増加は著

年	拘禁種別	未決者	已決者	懲治人	別房留置者	合計
明治十五年		九八一九二	一一二七四〇	三五七	三六九二	二二四九八一
十六年		一三七七四五	一七三四七七	三七一	五四一九	三二七〇二二
十七年		一三七七一九	一九六〇二二	四九三	明	三三四二二三以上
十八年		一四五二三〇	二二二四九八	六五八	明	三六八三八六以上
十九年		一二六六〇〇	二二四七一四	七三六	一一八三二	三五〇八八二
二十年		九六九七三	一八五六一四	七八六	八九五五	二九二二三八

註 懲治人、別房留置者については、本稿一〇頁参照。

明治二十年・罪石事件の一考察

しく、それに対処する行刑設備は余りにも貧弱であつた。犯罪人の増加状況は上の通りである。<sup>(32)</sup>

また、全国在監人数および監獄職員数の増加は次の通りである。<sup>(33)</sup>

年次	監獄数	受刑者数 <sup>(1)</sup>	刑 員						
			副典獄	書記	看守 <sup>(2)</sup>	その他 <sup>(3)</sup>	押丁	合計	
明治十四年	一八六	三六九四〇	× 三七 三三三	× 二〇四 六三	× 二八九八 三三二	× 一四一四 五	× 三〇一五	× 七五六八 一三三	
同十五年	一九一	四四二〇五	× 四三 二六	× 三〇二 八五	× 三三七八 八一	× 一三八一 九	× 三六三五	× 八七三九 二〇一	
同十六年	一九二	五八一三七	× 五五 一九	× 三九二 六〇	× 四一七四 七〇	× 一六〇二 二	× 四三八九	× 一〇六一二 一五一	
同十七年	二〇一	七二〇一九	× 五九 二二	× 四二五 六六	× 五三四七 三四	× 一七三九 三〇	× 五三七八	× 一二九四八 一四二	
同十八年	二〇二	七八六八七	× 五五 二六	× 四五二 七五	× 六二二〇 三三	× 一八六七 三六	× 六二〇三	× 一四七九七 一六〇	
同十九年	一九五	七二〇九〇	× 六七 一六	× 三三六 一六	× 六三〇三 二七	× 一六九〇 一九	× 六二四二 一一	× 一四六三八 三七九	
同二十年	一九三	六四〇五〇	× 六三 一	× 三五七 一九六	× 六〇三二 一四七	× 一六八七 一四	× 五七八二 九	× 一三九一一 三六七	

備考 (1) 受刑者数は、毎年十二月三十一日現在である。

(2) 看守の項には、看守長、看守副長、看守を含む。

(3) その他の項には備、女監取締、教誨師、授業手、医師を含む。

(4) ×印は兼務者である。

受刑者数の増加に比例して行刑職員は増加せず、とくに明治十七、十八年頃は最低の状況であつたことがわかるである。<sup>(34)</sup>

辻敬助氏は、明治十五年以降の受刑者増加原因を次のように指摘しておられる。<sup>(34)</sup>

(一) 当時は財界不況のため、生活困難に陥る者が増加したこと。

(二) 裁判檢察機關の整備、警察力の伸長に伴い犯罪検挙件数が増加したこと。<sup>(35)</sup>

(三) 各地方で賭博犯処分規則が定められ、その受刑者が増加したこと。<sup>(35)</sup>

(四) 長期受刑者が増加したこと。

(五) 監獄の内部組織とくに獄舎の設備、職員の詮考、配置に欠点があつたこと。

(六) 政治犯が増加したこと。<sup>(36)</sup>

以上のほか、それまで例外的にみとめられてきた管杖刑が、新刑法の施行で完全に廃止され（本稿五五頁参照）、短期懲役刑に代えられたことも、その原因の一つに数えることができる。

元来、十四年監獄則における定役は、内役を原則とし（第四（第二）条）、外役は「已ムヲ得」ざる例外作業であつた。しかし、地方では獄舎および作業場新設の経費負担に苦しみ、却て監獄経費の軽減を計るため、施業が簡単でしかも収益の多い外役作業の拡張が行われ、獄舎のごときは、地方の土蔵、倉庫の類を臥時に使用したり、また分解式仮監を設けるなどの安易な方法

#### 全国逃走者調

年代 (明治)	人員
10	1301
11	1098
12	1364
13	1620
14	1821
15	1783
16	1797
17	1269
18	1121
19	786
20	645
21	518

が多く採られた。<sup>(37)</sup> 集治監においても、本来の開墾事業以外に、<sup>(38)</sup> 鉱山労働、運河工事などの外役作業が行われたのである。しかし、外役の増加は、拘禁秩序の弛緩をもたらし、上のごとく逃走者は全国の監獄で著しい数に達した。<sup>(39)</sup>

これがため、明治十七年七月一日、警視庁は全国に先きがけて、原則として外役中止の措置を講じた。<sup>(40)</sup> 外役を中止すれば、収容施設、作業場が不足し、また全国的な不景気で内役作業も十分でなく、外役を拡張すれば収益はあがるが逃亡者は続出する——地方の監獄はそうしたジレンマに悩んだのである。この外役作業も地方によつては、不足する場合もあつたようであり、明治十六年四月、大分県監獄から内務大書記官村田保宛報告によると「木工瓦工畳工雑工ノ如キハ注文品而已ヲ製作シ、其他紙漉竹細工下駄鼈甲類ノ製造品即今売捌ケ難キヲ以テ貯蔵セリ」「素縷工ノ如キハ常ニ二百八十人内外ヲ役シ、随テ製造品数百束ニ及ヒ、売捌且素品買入等ニ困難スト雖モ、外役事業尠ク且ツ外ニ事業ノ見込相立難シ」と、内役外役共に不足の状況を訴えている。

かくして、明治十四年監獄則施行以後においても、全国の囚情は依然として不穏のままであり、とくに十七年十八年の受刑者激増に伴い、各地方の行刑は益々弛緩し、困難の度を加えた。こうした状況を憂慮した内務卿山県有朋は、明治十八年八月、全国の監獄に対して、次のような秘密訓示を発したのである。<sup>(41)</sup>

内務卿訓示（秘第三九号）

近年罪囚滞りに其数を増し、監獄の事務亦随て益繁冗を加ふ。惟ふに罪囚此の如く倍徙するもの、其由て来る所一に止まらずと雖、抑亦監獄待囚方各地未だ一定の主義に拠らず、寛嚴其宜しきを失するに由らざるべからず。抑監獄の目的は懲戒にあり。教誨訓導以て改過遷善の道に誘ふべきこと。素より司獄の務むべき所なりと雖ども、懲戒駆役堪へ難きの労苦を与へ、罪囚をして囚獄の長るべきを知り、再び罪を犯すの悪念を断たしむるもの、之監獄本分の主義なり。然るに本分の主義を後にし、専ら教誨訓導の方法に倚るものあり。或は工役の利潤を主とし、専ら作業製造に従事せしむるものあり。其罪囚を待つ、概ね懇到優寛、之を以て獄に入るもの、往々恰も其家に帰するが如く、甚だしきに至つては、獄に入るを望みて、故さらに罪を犯すものあり。自今、司獄官たるものをして、宜く懲戒主義に基き、監獄の効果を空しくせしむるなきを努めしむべし。<sup>(42)</sup>

（句讀点  
手塚）

この訓示にひきつづき、警視庁の小野田元熙警視は、同年十月、「監獄主義論」を起草し、各府県知事、典獄その他監獄関係者に配布したが、その内容は、懲戒主義の徹底を説き「労役ノ最モ囚徒ニ苦痛ニシテ又最モ懲戒ノ主義ニ適スル者ハ倦厭退屈ニ堪ヘザル苦役ヲ捨テテ他ニ求ムベキモノアラザルナリ」と、暗に空役を懲慥したものであつた。<sup>(43)</sup>

この訓示の影響について、辻敬助氏は「当時の実務家は……山県内務卿の訓示に接し、行刑の目的は専ら拘禁、懲戒に在りと速断し、誤解し、之が徹底にのみ専念努力するに至つたのである」といわれている<sup>(44)</sup>。小野田警視の意見も、実務家には大きな影響をあたえたであろう。また小河滋次郎博士は、当時の状況を次のように述べておられる。<sup>(45)</sup>

改正監獄則ノ罪囚懲慥感化ノ旨義ヲ実行スルニ適セザルコト固ヨリ論ヲ俟タズ……罪囚ヲ待ツコト猶職工ヲ待ツカ如ク、獄舎ヲ見ルコト恰カモ作業場ヲ見ルガ如シ。懲戒行ハレズ、紀律立タズ、行刑真面目ノ要素ハ殆ンド其痕迹ダモ之ヲ見ル能ハズ。之レガ為メ終ニ大ニ社会ノ反動ヲ惹起セリ。社会ハ頻リニ監獄ニ向ツテ其寛宥ニ失シテ懲罰ノ効ナキコトヲ攻撃シ、犯罪増加ノ原因ヲ以テニ其責ヲ治獄ノ不完全ニ帰セントセリ。凡ソ物動モスレハ輒チ極端ニ移リ易スシ。寛宥ヲ攻ムルノ結果、此ニ漸ク厳格ヲ要求スルノ傾向ヲ生シ、或ハ空役（鉄丸、罪石等）ヲ唱へ、放流（再犯加重ノ罪囚又ハ別房留置者等ヲ小笠原島其他ノ孤島ニ向ケ）ヲ議シ、或ハ給養ヲ薄カラシメ、或ハ幾分ノ体刑（例ヘバ懲鞭ヲ用ヒ、片鬚ヲ剃除スルノ類）ヲ用フベシトノ意見ヲ主張スル者アルニ至レリ。（句読点手塚点）

この論旨の言外には、事態解決の方策は、十四年監獄則の再検討にあつたという意味がくみとれる。実際、犯罪増加、受刑者激増、行刑の弛緩——これを解決するには、監獄則の改正をふくむ全行刑制度の刷新という前向きな姿勢で対処すべきであつた。ところが、行刑界の重なる動きは、それとは逆に、受刑者に対してより強い懲戒を加えるという方向へ進んだ。兵庫県、大阪府などの罪石制度は、こうした行刑界の動向を背景にして生れてたものである。前にしばしば引用した坪井典獄の回顧談は、その創始状況を次のように述べている。<sup>(46)</sup>

都会に在る監獄では……監獄外作業も求むることが不可能であるゆゑ、懲戒の方法に苦慮の結果、終に罪石なるものが案出された。欧

米諸国の諸制度を視察して帰朝した内海忠勝と云ふ人が、英国に於て囚徒懲戒のため鎮弾を運搬せしめたり鍍の輪を空転せしめることを見聞して来たので、同氏が兵庫県知事たりしとき始めたものである。

直接の動機は、作業の不足を補うためであつたかも知れないが、その根底には、前述の厳格な懲戒主義の行刑思想がひそんでゐることを忘れてはならない。内海忠勝は、旧萩藩士、維新の際には奇兵隊士として活躍、後ちに兵庫県断獄局出仕をふりだしとして官界に入り、外務省出仕、兵庫県神奈川県大阪府各大参事、長崎県令、三重県令などを歴任、明治十八年四月、兵庫県令に就任、翌十九年七月、兵庫県知事に更任した人である。彼の外遊は、明治四年から六年まで、外務省七等出仕として岩倉大使一行に随行した一回だけであつたから、英国の制度を見聞したというのは、その時のことであらう。<sup>(47)</sup>

当時、英国では、刑期一カ月未満の禁錮 (imprisonment) 囚には、威嚇的効果のみをもつ苦役すなわち踏磨車 (treadmill)、曲柄廻転 (crank) などの労役が科され、医師の診断でそれに堪えられない者には、船茹作り (galkum picking) などの労役が科された。一カ月以上の刑期の者も、最初の一カ月間はそうした労役に服した。<sup>(48)</sup> これは、一八六五年並に一八七七年の監獄法 (The Prison Act) にもとづく措置であつて、<sup>(49)</sup> これらの苦役 (hard labour) は、わが国でいう「空役」である。<sup>(50)</sup> 小野田警視は「英国ノ如キハ……全ク歐洲大陸ト異ニシテ、専ラ懲戒主義ヲ取り、厳正ノ規律ヲ以テ在監者ヲ所遇シ、第一ニ痛苦ヲ与フルヲ主トシ、而シテ監獄ノ恐ルベク嫌フベキ物タル、所謂現世ノ活地獄ナリトノ事ヲ知得セシメ、一方ニ在テハ教育ヲ盛ニシテ、社会ノ美德ヲ養成シ、以テ人民ノ心意及品位ヲ高尚ナラシメ、結局、邦家人人ヲシテ訟ナカラシムルノ黄金世界ニ進化セシムルヲ企図トス……誠ニ好制度ト謂フベキナリ」<sup>(51)</sup> (句読点) と、そうした英国のきびしい懲戒主義行刑を讚美していた。

内務卿訓示に接した内海知事は、それに同調し、英国の制度を想起して、罪石制度を案出したのであろう。

兵庫県に次いで、罪石制度を採用した大阪府の場合は、桜井典獄自らその立案趣旨と効果を、明治二十年五月一日・大阪日報の紙上で、次のように述べてゐる。

従来、各監獄に於て囚人を御するには、内外の苦役に服せしむるの外、別に厳格なる懲戒の法とても無く、一週間に一兩度宛、教導職が来監して、勸善懲惡の説教を為すも、大抵は馬耳東風と聞流し、居眠りを為す者もあれば、欠伸を為す者もあり、甚しきは却つて之を罵言する者もあり、之を聞て先非を悔悟し、其心を改めて折角の説教に感化さるゝ者の如きは、百中一人も無きのみならず、服役中には多少の工錢を得て、満期放免の日に当り、一時糊口にも差支へざるにぞ、放逸無頼の惡漢なり。糊口に窮せる貧民の如きは、監獄をみるに己れの家の如く……思ひ做し、自ら好んで入監せんとするが如き輩も亦甚だ少なからず、加ふるに過誤失錯の犯罪のために、一時繋獄さるゝ者杯も、昼夜、此輩と起居を共にし、自然其惡風に誘化されて、詐欺学会の会員となり、盜賊学校の生徒となり、満期放免の当日より之を試みるに至るは、従来の経験に仍て殆んど疑ふ可らざるもの如し。之に依て之を見れば、従來の如き寛大なる感化法を以てしては、此輩を薰陶せんことは到底望みなき所なるのみならず、兇徒懲戒の監獄は、却つて盜兒養成の學校となり、年一年より惡徒増加し、良民をして高臥安眠せしむるの日なく、只警吏法官の手續を煩はし、失費を増加するのみならん……今日の監獄こそ兇徒惡漢を製造するの根本なれば、先づ監獄の現制を一変し、其原因を杜絶すること勉めずんば、警察如何に厳にして、法官如何に其法律を活用するも、豈此輩を薰化して良民たらしめ、良民をして心を安からしむることを得んや……山県内務大臣にも嚮きに一場の演説をせられし時、囚人を感化するには、寛大なる手段にては、到底其目的を達す可くも思われざれば、之に十分なる苦痛を与へざる可らずとて、頻りに此懲戒の方法に賛成されたることありし。予は此故に獄医と謀り、一方に於ては其健康を害せざる様、飲食衣服の事を始め、獄内の清潔法等に至るまで十分に注意を加へ、以て其身体の健全を保護し、一方に於ては罪石なるものを設けて、化し難きの囚徒をして屢々之を負担せしめ、十分なる苦痛を与へ、其改心悔悟をして一日も早からしめんことを欲し、四月一日より断然之を實行せしめたるが、実施後の経験によるに、果して予期せし所に違はず、流石の惡漢兇徒等も、此罪石の負担に苦しみに、殆んど閉口せし者の如く、従來は外役に就きても十分には働かざりし者も、現今にては互に相励まし、相競争するの景況あり。且つ従來、數百名の囚徒をして一時に外役に就かしむる時は、大抵數十名の逃亡者ありたれど、今日にては、是も亦減少したる者の如く、即ち目下、堀川監獄の改築工事には、日々外役に就かしむる者は千數百名以上なれど、一人の逃亡者も無きのみならず、其土砂を運搬するの<sup>（まき）</sup>渉りは、従來に幾倍せり。

この談話は、山県内務卿の意向にもとづき、罪石制度を採用した由来を明らかにしている。桜井典獄は、その制度の効果



を自讃しているが、それが監獄則に違反する行刑方法であつたことをみのがしている点は注意すべきであろう。

監獄則によると、獄則違反の懲罰は、絶信、屏禁、減食、闇室の四種が原則であつて<sup>(52)</sup>（第一〇）、それ以外には、無期徒刑囚が「逃走シ若クハ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ為シ其他重罪輕罪ヲ犯シタルトキ三月以上五年以下兩脚又ハ一脚ニ鉄ヲ施シ仍ホ鉄丸（二百目以上一貫目以下——手塚註）ヲ屬シタル鉄索ヲ其鉄ニ貫キ腰間ニ練帶センメ練帶ノ所ニ下鍵ス」る「鉄」という特殊の懲罰があつたにすぎない<sup>(53)</sup>（第一〇）。明治五年監獄則には、棒鎖、鉄丸、担重、懲鞭のごとき体罰の規定があつたが、十四年監獄則では、それらが一切消滅してしたのである。したがつて、明治二十年当時、罪石のごとき体罰類似行為を行うことは、たとえそれが獄則違反に対する処罰としても、明らかに監獄則違反である。また、監獄則にいう「定役」は「工錢」が伴う「工業」であつて<sup>(54)</sup>（第四二条第四、六条第一條）、罪石のごとき空役をふくまないことは自明の理である。されば、定役の一部として罪石を行うことが監獄則に違反することはいうまでもない。

罪石は、単なる行刑事務の一部であつて、典獄の職権に属するという見解、あるいは定役の作業の内容は、典獄の任意に定めうるという見解が、当時、一部に行われたことは前節で述べた（本稿二五頁、三〇頁参照）。内海知事あるいは桜井典獄は、それと同じ見解に立ち、受刑者懲戒という目的のため、当然の職権行為と考へて罪石を実施したにちがいない。監獄則違反という認識は、全くなかつたものと思われる。否、監獄則における受刑者の処遇は「お上の慈悲」であるから、恣意的変更も自由であると考えたのかも知れない<sup>(54)</sup>。

ところが、前節で述べたごとく、罪石制度は世論の猛反撃をうけ、遂に中止せざるをえなかつた。同制度を実施した人々に取つては、全く意外な出来事であつたろう。彼等は「時代の進歩」を身を以て味わされたのである。不浄者として世間一般から嫌悪された受刑者の処遇とはいへ、余りにも反人道的な取扱いは、最早、世論の容認するところとはならなかつた。

明治維新後二十年、時代の流れはようやくそこまで到達していたのである。

この前年、英国汽船ノルマントン号が紀州沖で遭難した際、英国人船員の多数はボートで避難したにも拘らず、日本人乗客は全部死亡したので、わが世論が沸騰し、遂に英国側も船長を処罰した事件があつた。<sup>(55)</sup> いままた、今度は国内問題で、世論の勝利をみたのである。このことは、新聞を触媒とする世論形成史の上でも、みのがすことのできない出来事であろう。

これより先き、明治十八年六月二十五日、内務省の機構改革にともない、監獄局は廃止され、その事務は警保局第三部へ引きつがれた<sup>(内務省処務条例)</sup>。時の警保局長は清浦奎吾である。彼は広瀬淡窓の門下で刑政に関心がふかく、条約改正のためにも、獄政改革が急務であることを知り、在職中、種々の功績をのこしたのである。<sup>(56)</sup> わが国の行刑が、客観情勢の好転にも助けられ、懲戒主義から改良主義へと大きく前進したのは、この時代であつた。先きの監獄局長石井邦猷が「武断的で、人民を視ること土芥のごとく、愛憐の情に欠けていた」<sup>(57)</sup>人物であつたことを思うと、監獄局の廃止は、獄制改革のためにはむしろ幸であつたともいえる。前に述べた内務卿訓示は、この監獄局廃止直後のことであるから、警保局もまだ自己の方針を打ち出す余裕がなく、従来の監獄局の意向の惰性にしたがつたのであろう。

明治十九年以降、過剰拘禁、行刑不穏という事態も、部分的ではあるが、漸く解決のきざしがみえ始めていた。すなわち、同年六月、市ヶ谷監獄では、別房留置者に特別の処遇方法を行い、極力それらを帰郷せしめる方針を採つたため、留置人員は急速に減少し<sup>(58)</sup>、この方針に協力して民間でも別房留置者を一括して引取り雇用する実業家もあらわれた。<sup>(59)</sup> また、当時、経済界の景気回復に伴い、犯罪者も減少しはじめ<sup>(本稿四五頁参照)</sup>、同時に監獄でも内役作業の経営が好転し、外役の縮少が可能となつた。逃亡者は急速に減少したのである<sup>(本稿四七頁参照)</sup>。一方、地方監獄の拡張、整備もようやく軌道にのり、十七年度から二十年度までの四年間に、竣工または着工されたもの、本監十三、分監十六に及んだ。<sup>(60)</sup> こうした推移の裏には、内務省の獄制改良への意欲が、実を結んだものも多かつたことを忘れてはならない。例えば、十八年十二月二十二日訓示により、外役囚徒の厳選および取締の注意を發して、外役の縮少を指示し<sup>(61)</sup>、十九年二月二十六日、警保局官制を改め、監獄課

を設けて行刑の責任体制を整え且つ監獄巡閲官を置いて地方監獄の監督を強化し(勅令第、さらに十九年十月二十二日、賭博犯仮免懲罰及取締方法(明治十七年三月二十七日内務省番外達)の勵行を府県に指示して苛酷な取締を戒め、以て賭博犯受刑者の減少を計り、つづいて十一月十日、懲治人仮出獄の制を定め(内務省令第二四号)、また二十年四月、集治監收容者の中から改悛の情著しき者に対し仮釈放の勵行を内訓したことなどが、それである。清浦警保局長が、外国語学者を局内に招き、欧米監獄事情の研究、調査に当らせたのも、十九年からであり、その成果の一部は出版された。佐野尚訳「仏国監獄改良論」(十九年四月刊)、神谷彦太郎訳「ペントンビル監獄事情」(同年五月刊)、佐野尚「欧米監獄事情」(二十年九月刊)などである。

他方、民間でも、監獄改良への動きがようやくみられ始め、十八年十月、高瀬真郷の創立した私立予備感化院は、十九年十月、東京感化院と改称して整備され、二十年八月には獄制改良を目的とする雑誌「獄事新報」を発行するに至った。<sup>(65)</sup>千葉感化院の創立も十九年十一月である。<sup>(66)</sup>

明治二十一年に入るや、民間における監獄改良運動は、いよいよ活潑となつた。まず三月七日、大日本監獄協会が創立され、五月には「大日本監獄協会雑誌」が発行された。同会の創立には、清浦警保局長が大いに尽力したといわれる。また三月には金原明善の静岡県出獄人保護会社<sup>(67)</sup>(勸善会)、十二月には東京免囚慈善保護会社(西本願寺)が創立され、はじめて組織的な免囚保護事業が開始された。他方、新監獄の落成相次ぎ、旧時の牢獄の建物はほとんど一掃され、いわゆる「監獄改築時代」<sup>(69)</sup>を現出したのである。

政府もこうした状況に相応じ、監獄則の全面的な改正にふみ切り、明治二十二年七月十二日、遂に小河滋次郎博士をして「旧来のものに比して一大進歩」<sup>(70)</sup>といわしめた新監獄則(勅令第九三号)を制定するに至つた。さらに同年十一月、ドイツの監獄学者フォン・ゼーバツハ(Curt von Seebach)を内務省監獄顧問として招聘するにおよび、ドイツ行刑思想の継受は顕著となり、ここにはじめて本格的な監獄改良時代をむかえたのである。

このように、明治十九、二十年は、わが国の行刑が、懲戒主義から改良主義へ飛躍する分岐点であつた。一方において、過剰拘禁、囚情不穏という現実の事態と対決するため、懲戒主義が極端に高揚しつつあつたにも拘らず、他方においては、改良主義への動きも着実に伸長しつつあつたのである。罪石制度はそうした懲戒主義のピークの所産であつた。それが世論の前に、あえなくも壊え去つたことこそ、その後の行刑の進路が、改良主義へと決定づけられたことを意味する。罪石事件の明治行刑史上における意義は、そこに求めらるべきであらう。

- (1) 江戸の寄場以外に、各地方にも、それと類似する制度があつた。そうした各地方の懲役刑（寄場、徒刑その他名称は雑多である）の研究も、最近、逐次開発されつつある。その主なるものについては、拙稿「新庄藩の徒刑」本誌第三一巻九号・八二頁参照。
- (2) 滝川政次郎「日本行刑史」（昭和三十九年）・一九二頁。しかし、政府の当初の企図はたとえどうあつたにせよ、徒刑は、わが国が近代國家の途をすすむためには、当然採用さるべき行刑制度であつた。
- (3) 懲役法では、徒刑場の設備が十分でない地方の事情を考慮し、そうした所では「当分ノ内従来ノ笞杖実決」をみとめていた。この方針は、明治六年の改定律例前文にも伝えられ、明治十五年刑法施行前までつづいた。その数はかなり多く、明治十四年七月から十二月に至る最後の半年間においても、全国で笞杖刑に処せられた者は、一〇九四八名に達し、同期内に監獄に収容された已決囚五七六五五名に対し、約五分の一に当る（辻・前掲行刑史稿・一一八七頁）。当時、徒刑場がいかに不備であつたかは、このことから逆にも推測できる。
- (4) 監獄則は、囚獄権正小原重哉の起草に係る。彼は香港、シンガホールの英国監獄制度を視察した上で起草したので、その影響をうけたのである。小原については、滝川・前掲書・二〇三頁以下に詳しい。
- (5) 小早川欣吾「明治法制史論」下巻・一一七頁。
- (6) 司法省は、太政官の態度に甘んぜず、費用がかからない範囲で、禁囚処遇および懲役法の実施を達した（明治六年四月十九日司法省達第一号、同月二十四日司法省達第六三三号）。これは相当無理な要求であつたが、地方によつては、その趣旨に則り、懲罰方法を監獄則に準拠したり、または寛役場を設けたところもある（辻・前掲行刑史稿・四二五頁）。
- (7) 辻・前掲行刑史稿・一一一九頁。
- (8) 前掲書・四二四頁。
- (9) 大久保利武「日本に於けるペリー翁」（昭和四年）・二二頁以下。
- (10) 小早川・前掲法制史論・一一七四頁。

- (11) 辻・前掲行刑史稿・一四四頁。
- (12) 辻・前掲行刑史稿・一一六五頁。
- (13) 前掲書・一一六五頁。
- (14) 前掲書・一一六五頁。
- (15) 前掲書・一一六六頁。
- (16) 前掲書・四八九頁。
- (17) 前掲書・四二四頁・五九三頁―五九六頁。
- (18) 前掲書・四五二頁。
- (19) 新律綱領雜犯律、不応為の条に「凡律令ニ正条ナント雖モ、情理ニ於テ、為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ、笞三十。事理重キ者ハ杖七十とある。
- (20) 辻・前掲行刑史稿・四五二頁。
- (21) 前掲書・四五三頁。
- (22) 前掲書・四五六頁。
- (23) 前掲書・四六〇頁。
- (24) 前掲書・四六三頁。
- (25) 前掲書・五六九頁。
- (26) 小河・前掲監獄学・五九頁。
- (27) 獄則違反懲罰方法の改正(本文五二頁参照)、医療制度の整備、懲治人教育の拡充など改善した面もあるが、階級制の放棄のごときはむしろ後であつて、小河滋次郎博士は「実ニ著シキ一大退歩ナリト謂ハザルヲ得ズ」(前掲監獄学・六〇頁)と指摘されている。
- (28) 本稿第二節註4参照。
- (29) 明治十四年九月に樺戸、十五年七月に空知、十六年三月に三池の集治監が開かれた。
- (30) (31) この二法令は、十四年監獄則に吸収された(監獄則前文)。
- (32) 辻・前掲行刑史稿・一一八七頁。
- (33) 辻氏が引用されている「全国在監人員」と「全国監獄職員配置表」を併せ、筆者において別表を作成した(前掲書・一七七頁、五六九頁参照)。
- (34) 前掲書・五六九頁。
- (35) 賭博罪については十五年刑法第二六〇条と第二六一条に規定があつたが、十七年一月四日の賭博犯処分規則(太政官布告第一号)により、

その規定の施行を停止し、地方官の行政処分に委任した。これがため賭博犯受刑者は急増し、十八年末には全国在監者総数の六分の一にも達した。

- (36) 自由党関係の暴動事件を指す。
- (37) 辻・前掲行刑史稿・一一八五頁。
- (38) 前掲書・一一九三頁。
- (39) 前掲書・五七五頁。
- (40) 前掲書・一一〇四頁。
- (41) 大分県監獄本署副典獄甲妻喜一郎「大分県監獄事件取調書」(慶大法学部研究室蔵・写本)に拠る。
- (42) 辻・前掲行刑史稿・五六八頁。別本では、この訓示の番号が「秘第三号」となっている(「日本監獄教誨史」上巻・九七頁)。どちらが正しいか、いま確めえない。
- (43) 小野田元照「泰西監獄問答録」(明治二十二年)第二章・二二頁。
- (44) 辻・前掲行刑史稿・五七〇頁。
- (45) 小河・前掲監獄学・六〇頁一六一頁。
- (46) 坪井・前掲回顧談・刑政第五〇巻五号・八九頁。
- (47) 内海の経歴については、伊東専三「府県長官銘々伝」(明治十四年)五枚表、吉田祥朔「近世防長人名辞典」(昭和三十二年)五三頁に拠る。
- (48) Aschhoff, Strafsystem und Gefängniswesen in England, 1887. 司法省訳「英国刑罰組織及監獄制度」・一九六頁。
- (49) Ruggles-Brise, The English Prison System, 1921, p. 134
- (50) 小野田・前掲問答録に「囚徒役法ニ付キ、英国ノ如キハ空役実役ノ二種ニ分チ医師ヲシテ先ツ囚徒ノ身体ヲ診察セシメ其意見ニ依リ健康上ニ害ナキ限りハ充分食料ヲ減シ空車或ハ鉄丸ヲ運転セシメ刑ノ輕重ニ依テ其度数ヲ加減シ以テ懲戒ノ具トス…定役ニ服スルノ刑ニ処セラレタル者ハ其刑期ノ幾分ハ必ず此空役ニ就カシムルヲ法トス」(第九章・五七頁)とある。
- (51) 前掲書・第六章・七二頁一七三頁。
- (52) 絶信は親属故旧ト書信接見ヲ絶ス。屏禁は晝夜他ノ監房又ハ工場ト隔絶シタル監房ニ独居セシメ服役時限表ニ照シテ座作ノ役ヲ科ス、共に「有限ト無限」とがある。減食については前に述べた(本稿二三頁参照)。閤室は「閤室ニ入レ常食ノ半若クハ其三分ノ二ヲ減シ塩湯二品ノ外菜ヲ与ヘス仍ホ臥具ヲ禁ス」、減食、閤室共に「七晝夜」を限度とした(第一〇三条、第一〇四条)。
- (53) 棟鎖は「鉄棒ヲ兩足ニ緊鎖シテ佇立セシム、其時間ニ半日終日ノ別アリ」、鉄丸は「両手ヲ伸ベ重サ二貫五百目乃至三貫目ノ鉄丸或ハ他物ヲ其掌上ニ置キ洋時一、二字間長サ五、六十間ノ地ヲ往来セシム」、担重は「両石或ハ両水桶ノ重サ十八貫乃至二、三十貫ノ物ヲ一荷トス、往

来ノ距離及時間ハ上条ニ同ジ、懲鞭ハ「罪囚ノ手足ヲ甘字架ニ繫縛シテ其臀ヲ笞ツ、其数一十ヨリ三十二至ル」ものであつた(明治五年監獄則、罰。なお、この担重の制度が、罪石の原型とみられないこともない。

(54) 滝川政次郎博士は、当時の「監獄吏の囚人に臨む態度は、封建時代の獄吏と異るところなく」(前掲行刑史・二二七頁)といわれているが、罪石の実施者は、その意味で当時の典型的獄吏であつたともいえる。

(55) 私は、この事件を取扱つた拙稿「ノルマントン号事件の一考察」を、近く本誌に発表する予定でいる。

(56) 「伯爵清浦奎吾伝」(昭和十三年)上巻・一九七頁以下参照。

(57) 滝川・前掲行刑史・二一七頁。

(58) 辻・前掲行刑史稿・五八三頁。

(59) 前掲書・五八四頁。

(60) 前掲書・五九三頁―五九六頁。

(61) 前掲書・一一〇四頁。

(62) 前掲・五六一頁。

(63) 特赦出監人員は、十五年五六人、十六年一八人、十七年六人、十八年十七人、十九年三二人であつたのが、この内訓により、二十年二七九人、二十一年四三九人と急増した(前掲書・五八三頁)。

(64) 辻・前掲監獄年譜(四)・刑政第五〇巻八号・二八頁。

(65) 「感化事業回顧三十年」(昭和五年)・八頁。

(66) 前掲書・九頁。

(67) 辻・前掲行刑史稿・附録年表・一四四頁。

(68) 前掲書・前掲年表・一四八頁。

(69) 前掲書・五九一頁。

(70) 小河滋次郎「監獄誌」・「開国五十年史」(明治四十年)・五一二頁。

## 五 五 五 五 五

明治二十年、一部の監獄で行われた罪石制度の内容、それを廃止へ追いやつた罪石事件の経緯と背景、そしてまた同事件

が明治行刑史において占める意義は、以上に述べた通りである。

元来、明治時代における監獄改良は、その他の文化面の改革に比較すると、寔に遅々たるものであつた。それは、明治維新はフランス革命とはちがひ、あらたに政權を握つた者も依然として前代の支配階級であつた武士であり、それがため人權の尊重、自由平等の思想が徹底せず、囚人取扱ひの改革は、お上の慈悲と考えられがちであつたからである。<sup>(1)</sup>同じ法律制度でも、民法、刑法のごときは、すでに早く明治初年から仏蘭西人を招いて改革事業がすすめられたにも拘らず、監獄制度の場合は、前節でも述べたごとく、ようやく明治二十二年に至つて外国人顧問が招聘された。監獄改良がいかに遅れたかは、これによつてもわかるであろう。明治時代も前半を終らんとする頃、なお罪石事件が発生した所以はそこにある。

しかし、何分にも一般世間から隔離された監獄内で、政府の法令の裏付けもなく行われた出来事であつたため、今日、十分な資料が得られず、詳しい考証がなしえなかつたのは、寔に残念である。大方の御教示を乞いたい。

(1) 滝川・前掲行刑史・一九九頁。

後記 本稿起草に際し、多くの方の御教示、御援助をうけた。すでに本文中にお名前を明記して御礼に代えた方もあるが、それ以外に、松本貞男氏（大阪刑務所長）、山口政雄氏（神戸刑務所長）、渡辺正行氏（大阪市立中央図書館）、逢郷巖氏（岡山県庁、県民運動室長）、宮沢浩一君（本塾法学部助教）等からも御配慮を賜つた。また富井忠信氏（大阪刑務所教育部長）から罪石写真の御提供をうけたことは、口絵説明ですでに述べたが、それ以外の点でも、同氏からは種々の御教示を得た。ここに記して、それらの人々に厚く感謝の意を表したい。

（三月二十八日稿）